情報提供

那医発第491号
令和8年10月20日

施設長　各位

那覇市医師会
会　　長　玉井　修
副 会 長　宮城 政剛

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「社会保険診療報酬支払基金の改組について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 ０９８－８６８－７５７９）

記

沖医発第１１０３号
令和　８年１０月１４日

地区医師会担当理事　殿

沖縄県医師会
副会長　平安　申

社会保険診療報酬支払基金の改組について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。
本件は、社会保険診療報酬支払基金の改組についての通知となっております。
「社会保険診療報酬支払基金」については、審査支払機能を適切に維持することを前提として、医療 DX に関するシステムの開発・運用主体の母体として抜本的に見直しを行うとされ、このたび、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改組されることに伴い、令和８年10月１日施行となる通知が発出されております。
関係法令の主な内容・趣旨等については、添付資料の「社会保険診療報酬支払基金の改組について（通知）」にまとめられておりますが、概要としましては、「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」という名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）」に変更することに伴う用語の整備が行われているほか、審査支払業務に関しては、新たに「審査支払運営委員会」を設け、これまでの理事会と同様の体制で運営されることとされております。また、審査支払に関する予算・決算、事業計画等については「審査支払運営委員会」の専決事項とされております。
さらに、別添４において、医療 DX 業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、厚生労働大臣は医療情報化推進方針を作成し、機構は医療情報化推進方針に基づき中間計画や年度計画を策定することが示されております。
また、①機構への改組前に、厚生労働省から発出された通知等における支払基金の組織名称及び職名については、今後当該通知等を改正する際に所要の改正を行うとし、それまでの間、機構への改組後の機関の名称及び職名とみなして取扱うこととすること、②機構への改組前に支払基金から発出された通知等については、その効力を維持するもの、③機構への改組前に支払基金が締結した契約書や、送付された請求書等については、改組後においても有効なものとして取り扱われることとすることが示されております。
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 社会保険診療報酬支払基金の改組について
（令和８年10月５日（日医発第1336号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1336号（保険）
令和８年10月５日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江　澤　和　彦
（公印省略）

社会保険診療報酬支払基金の改組について

「社会保険診療報酬支払基金」については、審査支払機能を適切に維持することを前提として、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体として抜本的に見直しを行うとされ、今般、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改組されることに伴い、令和８年10月１日施行となる通知が発出されましたのでご連絡いたします。

関係法令の主な内容・趣旨等については、添付資料の「社会保険診療報酬支払基金の改組について（通知）」にまとめられておりますが、概要としましては、「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」という名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）」に変更することに伴う用語の整備が行われているほか、審査支払業務に関しては、新たに「審査支払運営委員会」を設け、これまでの理事会と同様の体制で運営されることとされております。また、審査支払に関する予算・決算、事業計画等については、「審査支払運営委員会」の専決事項とされております。

さらに、別添４において、医療DX業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、厚生労働大臣は医療情報化推進方針を作成し、機構は医療情報化推進方針に基づき中間計画や年度計画を策定することが示されております。

また、①機構への改組前に、厚生労働省から発出された通知等における支払基金の組織名称及び職名については、今後当該通知等を改正する際に所要の改正を行うとし、それまでの間、機構への改組後の機関の名称及び職名とみなして取り扱うこととすること、②機構への改組前に支払基金から発出された通知等については、その効力を維持するもの、③機構への改組前に支払基金が締結した契約書や、送付された請求書等については、改組後においても有効なものとして取り扱われることとすることが示されております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜添付資料＞
社会保険診療報酬支払基金の改組について（通知）
（令和８年９月30日付け　保発0930第11号　厚生労働省保険局長
政情発0930第２号　厚生労働省政策統括官（情報政策担当））

保発０９３０第１１号
政情発０９３０第２号
令和８年９月30日

都道府県知事
各市区町村長　殿
地方厚生（支）局長

厚生労働省保険局長
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
（　公　印　省　略　）

社会保険診療報酬支払基金の改組について（通知）

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）に改組されます。

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和８年政令第274号。以下「整備令」という。別添１参照。）、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和８年厚生労働省令第144号。以下「整備省令」という。別添２参照。）及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和８年厚生労働省告示第363号。以下「整理告示」という。別添３参照。）、医療情報化推進方針（令和８年厚生労働省告示第370号。別添４参照。）がそれぞれ公布されたところです。

これらの法令については、改正法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（令和８年10月１日）に施行することとなりますが、その内容・趣旨等や、社会保険診療報酬支払基金の改組に伴う既存の通知・事務連絡（以下「通知等」という。）の取扱い等について、下記のとおりとしますので、十分御了知の上、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようお願いします。

記

第１　関係法令の主な内容・趣旨等について

1　整備令

改正法第 29 条の規定により、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号。以下「支払基金法」という。）が改正され、支払基金を医療ＤＸの運営に係る母体として、名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行うこととされたことに伴い、国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更等関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を設けた。整備令については、令和８年９月 11 日付けで公布しており、内容は公布通知記載のとおりである。（別添１参照。）

2　整備省令

改正法の施行に伴う規定の整備を行った。具体的な内容は以下のとおりである。

（1）社会保険診療報酬支払基金法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 34 号）の一部改正

ア　題名関係

改正法第 29 条の規定により支払基金法の題名が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」（以下「機構法」という。）に改められたことに伴い、社会保険診療報酬支払基金法施行規則の題名を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法施行規則」に改める。

イ　漏えい等報告

（ア）機構法第 27 条に規定する、機構法第 18 条に規定する業務のために取り扱う情報の漏えい、滅失、毀損その他の当該情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい事態として厚生労働省令で定めるものは、次の表の左欄に掲げる事態のいずれかに該当するものとし、機構は、当該事態を知った後、速やかに、当該事態に関する同表右欄に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならないこととする。

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第３号。以下「個人情報保護法規則」という。）第７条各号のいずれかに該当する事態	・　個人情報保護法規則第８条第１項各号に掲げる事項 ・　機構法第 18 条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある場合にあっては、当該情報システムの名称 ・　その他参考となる事項
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 29 条の４第１項及び第２項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則　（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第５号。以下「特定個人情報漏えい等報告規則」という。）第２条各号のいずれかに該当する事態	・　特定個人情報漏えい等報告規則第３条第１項各号に掲げる事項 ・　機構法第 18 条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある場合にあっては、当該情報システムの名称 ・　その他参考となる事項

その他機構法第 18 条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある事態	・　概要 ・　機能が停止し、又は停止したおそれがある機構法第 18 条に規定する業務に係る当該情報システムの名称 ・　原因 ・　公表の実施状況 ・　その他参考となる事項

（イ）また、機構は、当該事態を知った日から 30 日以内（個人情報保護法規則第８条第２項又は特定個人情報漏えい等報告規則第３条第２項において 60 日以内に報告をしなければならないと規定する事態と同様の事態にあっては、60 日以内）に、当該事態に関する同表右欄に掲げる事項を報告しなければならないこととする。

ウ　中期計画及び年度計画

（ア）機構は、機構法第 29 条第１項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 30 日前までに、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

（イ）機構法第 29 条第２項第３号に規定する厚生労働省令で定める医療情報化推進業務（機構法第 28 条第１項に規定する医療情報化推進業務をいう。以下同じ。）の運営に必要な事項は、機構法第 29 条第２項第１号及び第２号に掲げるもののほか、医療情報化推進業務の運営に必要な事項とする。

（ウ）機構法第 30 条に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならないこととし、機構は、年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

エ　業務実績等報告書

機構法第 31 条第２項の報告書には、当該報告書が次の表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならないこととし、その際、機構は、当該報告書が同条第１項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

また、機構は、当該報告書を厚生労働大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

事業年度における医療情報化推進業務の実績及び当該実績について自ら評価を行	一　当該事業年度における医療情報化推進業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項（医療情報化推進業務に関する共通的な業務の実績については、ニに掲げる事項を除く。）を明らかにしたものでなければならない。

った結果を明らかにした報告書	イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期計画の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中期計画の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る人員に関する情報 二　当該業務が地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総合確保法」という。）第 11 条の２第２項第３号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる医療情報化推進業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　総合確保法第 11 条の２第２項第３号に掲げる事項として同条第１項に規定する医療情報化推進方針に定められた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期計画の期間の終了時に見込まれる中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	・　中期計画の期間の終了時に見込まれる中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項（医療情報化推進業務に関する共通的な業務の実績については、ニに掲げる事項を除く。）を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数 ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る人員に関する情報 二　当該業務が総合確保法第 11 条の２第２項第３号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる医療情報化推進業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　総合確保法第 11 条の２第２項第３号に掲げる事項として同条第１項に規定する医療情報化推進方針に定められた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期計画の期間における医療情報化推進	一　中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項（医療情報化推進

業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	業務に関する共通的な業務の実績については、ニに掲げる事項を除く。）を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る人員に関する情報 二　当該業務が総合確保法第 11 条の２第２項第３号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる医療情報化推進業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　総合確保法第 11 条の２第２項第３号に掲げる事項として同条第１項に規定する医療情報化推進方針に定められた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

オ　勘定区分

機構は、医療情報化推進業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分するほか、計算の過程を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

また、機構は、医療情報化推進業務とその他の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならないこととする。

カ　財務及び会計に関する事項

機構法第 18 条第１項第３号から第６号までに掲げる業務及び当該業務に附帯する業務について、事業状況報告書、収支決算書等及び毎月の事業状況報告に関する事項を定める。

キ　その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

（２）その他省令の一部改正

ア　支払基金の法人名称の変更等に伴い、支払基金の名称等を引用している各省令について、用語の整理等を行う。

改正前	改正後

社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
社会保険診療報酬支払基金法	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
支払基金	機構又は基盤機構（※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令（令和６年厚生労働省令第６号）に限る。）

イ　条項の移動や廃止に伴う所要の手当を行う。なお廃止に関しては、改正法第５条により、総合確保法第25条第２項、第28条第２項及び第３項並びに第34条の規定が削除されることに伴い、下記の省令を廃止する。

・社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和元年厚生労働省令第44号）
・社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令（令和元年厚生労働省令第45号）
・社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和３年厚生労働省令第165号）
・社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令（令和３年厚生労働省令第168号）
・社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和４年厚生労働省令第176号）
・社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和４年厚生労働省令第177号）
・社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和８年厚生労働省令第40号）
・社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和８年厚生労働省令第41号）

ウ　所要の経過措置を設ける。

整備省令の施行の際現にある改正前の様式についての取扱いや中期計画の認可申請に関して、必要な経過措置を設ける。

３　整理告示

改正法の施行に伴う規定の整理を行った。主な内容は以下のとおりである。

（１）改正法第29条の規定により、支払基金の法人名称が「医療情報基盤・診療報酬審

査支払機構」に改められることに伴い、支払基金の名称等を引用している各告示について、下記のとおり用語の整理を行う。

改正前	改正後
社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
社会保険診療報酬支払基金法	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
支払基金	機構

また、条項の移動や廃止に伴う所要の手当を行う。

なお、廃止に関しては、改正法第29条の規定により、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64条）第30条が削除されることに伴い、以下の告示を廃止する。

・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券（令和３年厚生労働省告示第361号）

・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関（令和３年厚生労働省告示第362号）

（２）その他、改正法において、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の３及び地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第11条の２第２項第４号に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針及び医療情報化推進方針は互いに整合性が取れたものであることとされたことに伴う、所要の改正を行う。

４　医療情報化推進方針

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第11条の２第１項の規定に基づき、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用の推進並びにその基盤の整備及び運営に関する方針を定めた。（別添４参照。）

第２　通知等の取扱いについて

１　機構への改組前に保険局をはじめとする厚生労働省より発出された通知等中の支払基金の組織名称及び職名の取扱いについて

機構への改組前に発出された厚生労働省関係部局から発出された通知等に、

・支払基金の業務としてそれらの組織名称又は職名の記載があるもの

・支払基金のホームページ等の引用があるもの

・各自治体等の業務に関して、その連絡先等として、支払基金の組織名称又は職名の記載があるもの

等があるが、支払基金が行っていた業務は、引き続き機構が行うものであるため、今後当該通知等を改正する際に所要の改正を行うとし、それまでの間、機構への改組後の機関の名称及び職名とみなして取り扱うこととすること。

2　支払基金から発出された通知等について

機構への改組前に支払基金から発出された通知等は、改組後は当該通知等に係る事務を所管する職又は機関より発出された通知等とみなし、その効力を維持するものとする。

3　機構への改組前に支払基金が締結した契約等の取扱いについて

機構への改組前に支払基金が締結した契約書や、送付された請求書等については、改組後においても有効なものとして取り扱われることとする。

以上

別添1

医政発0911第1号
社援発0911第25号
老発0911第1号
保発0911第5号
政情発0911第1号
令和8年9月11日

各　都道府県知事
　　市区町村長　殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
（　公　印　省　略　）

「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布について（通知）

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和８年政令第274号）について、別添のとおり本日公布し、令和８年10月１日より施行することとしております。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、十分御了知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

第１　改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号。以下「改正法」という。）第29条の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）が改正され、支払基金を医療ＤＸの運営に係る母体として、名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行うこととされた。

これに伴い、国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更等関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

第２　改正の概要

（１）関係政令の整備

①　改正法の施行に伴う規定の整理

改正法第29条の規定により、支払基金の法人名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改められることに伴い、支払基金の名称等を引用している各政令について、下記のとおり用語の整理を行う。

改正前	改正後
社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
社会保険診療報酬支払基金法 ※法律名	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
支払基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「支払基金」という用語が含まれている単語も含む。	基盤機構
基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「基金」という用語が含まれている単語も含む。	機構

また、条項の移動に伴う手当を行う。具体的には、改正法第５条及び第29条の規定により、支払基金の業務規定である地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総合確保法」という。）第５章が削除され、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年法律第 129 号。以下「機構法」という。）第 18 条に移管されることに伴い、総合確保法第５章の規定を引用している各政令について、機構法を引用することとする改正等を行う。

② 国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更

支払基金を医療ＤＸの運営に係る母体として改組することに伴い、国家公務員が改組後の機構に役員として退職出向する場合が想定される。

そのような場合に、機構に役員として退職出向する職員が、退職手当及び長期給付について不利益な取扱いを受けないよう、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）第 43 条第２項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第９条の２第２項各号に掲げる法人に、機構を追加する。

③ 規定の適正化

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）について、「支払基金等」の名称を「機構等」に改めるに当たり、「支払基金等」を定義する正しい条項を引用するため、規定の適正化を行う。

（２）経過措置

① 改正法の施行に伴う予算等の認可に関する経過措置（本則第 25 条）

改正法第５条及び第29条の規定により、総合確保法第５章の規定が機構法に移管されることに伴い、改正前の総合確保法第27条の規定により認可を受けている予算等について施行日以降に変更が生じた場合の取扱いを明確化するため、同条の規定による認可を、改正後の機構法第33条の規定によりされた認可とみなす旨の経過措置を設ける。

② 本政令案の改正に伴う債券の取扱いに関する経過措置（附則第２条～第４条）

上記（１）①の改正により「基金流行初期医療確保措置債券」等の債券の名称を変更することに伴い、施行日以降のこれらの債券の取扱いを明確化するため、これらの債券を改正後の「基盤機構流行初期医療確保措置債券」等とみなす旨の経過措置を設ける。

第３　施行期日

改正法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（令和８年10月１日）

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百七十四号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条第一項及び医療法等の一部を改正する法律附則第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第二十四条）
第二章　経過措置（第二十五条）
附則

第一章　関係政令の整備

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「法第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに当該業務に附帯する業務」に、「連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」を「電子処方箋管理業務及び電子診療録等情報管理業務」に改める。

第七条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第二項ただし書及び第四十四条の三第三項中「基金等」を「基盤機構等」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第三条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」に改める。

第二十四条第三項及び第二十五条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書及び第一条の二第六項中「支払基金等」を「機構等」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第五条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」に改める。

第四条第四項、第十一条及び第十二条中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十八条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券の形式）」に改め、同条中「支払基金」を「機構」に、「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第二十九条（見出しを含む。）中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第二十条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券の」に改め、同条第一項中「基金高齢者医療制度債券の」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同条第二項中「基金高齢者医療制度債券申込証」に、「振替基金高齢者医療制度債券（」を「振替機構高齢者医療制度債券（」に、「当該基金高齢者医療制度債券」を「当該機構高齢者医療制度債券」に、「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同条第三項中「基金高齢者医療制度債券申込証」に「支払基金」を「機構」に改め、同項第三号中「各基金高齢者医療制度債券」を「各機構高齢者医療制度債券」に改め、同項第四号、第五号、第七号及び第十号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項中「振替基金高齢者医療制度債券」を「振替機構高齢者医療制度債券」に、「支払基金」を「機構」に改める。

第二十二条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券の成立の特則）」に改め、同条中「基金高齢者医療制度債券の」を「機構高齢者医療制度債券を」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改める。

第二十三条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券の払込み）」に改め、同条中「基金高齢者医療制度債券の」を「機構高齢者医療制度債券の」に、「支払基金」を「機構」に、「各基金高齢者医療制度債券」を「各機構高齢者医療制度債券」に改める。

第二十四条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同項ただし書中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十五条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券原簿」に改め、同条第一項中「支払基金」を「機構」に、「基金高齢者医療制度債券原簿」を「機構高齢者医療制度債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第二十六条第一項中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第二十七条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券の発行の認可）」に改め、同条第一項中「支払基金」を「機構」に、「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項第一号中「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

附則第八条及び第八条の三から第八条の五までの規定中「支払基金」を「機構」に改める。

附則第十二条の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条の表第百五十二条第一項の項中「支払基金」を「機構」に改め、同表第百五十三条の項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第十一条第二項及び第三項」を「第十四条第三項及び第四項」に、「第二十九条」を「第三十二条第二項」に改め、同表第百六十八条第二項の項中「支払基金」を「機構」に改める。

附則第十三条（見出しを含む。）中「支払基金」を「機構」に改め、同条の表を次のように改める。

第二十八条（見出しを含む。）及び第二十九条（見出しを含む。）	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十条の見出し	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十条第一項	機構高齢者医療制度債券の	機構病床転換助成事業債券の
	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十条第二項	機構高齢者医療制度債券（	機構病床転換助成事業債券（
	振替機構高齢者医療制度債券	振替機構病床転換助成事業債券
	当該機構高齢者医療制度債券	当該機構病床転換助成事業債券
	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十条第三項	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十条第三項第一号から第五号まで、第七号及び第十号、第三十一条の見出し並びに同条第一項		
第三十一条第二項	振替機構高齢者医療制度債券	振替機構病床転換助成事業債券
第三十二条の見出し	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十二条	機構高齢者医療制度債券の	機構病床転換助成事業債券の
	機構高齢者医療制度債券を	機構病床転換助成事業債券を
	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十三条（見出しを含む。）及び第三十四条第一項ただし書	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十五条の見出し並びに同条第一項及び第二項	機構高齢者医療制度債券原簿	機構病床転換助成事業債券原簿
第三十五条第二項第一号及び第二号、第三十六条第一項並びに第三十七条の見出し	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十七条第一項	第百四十七条第一項	附則第十一条第二項において準用する法第百四十七条第一項
	機構高齢者医療制度債券の発行の	機構病床転換助成事業債券の発行の
	機構高齢者医療制度債券の募集の日	機構病床転換助成事業債券の募集の日

第三十七条第一項第一号、第三号及び第四号	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十七条第二項第一号	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十七条第二項第二号及び第三号	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十七第二項ただし書中「支払基金等」を「機構等」に、「第百十八条の十に」を「第百十五条の四十七第十項に」に改める。

第二十七条の十八第二項中「支払基金等」を「機構等」に改める。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第七条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「機構（以下単に「機構」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第五条の二中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十条の見出しを「（機構介護保険債券の形式）」に改め、同条中「支払基金が」を「機構が」に、「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

第二十二条の見出しを「（機構介護保険債券申込証）」に改め、同条第一項中「支払基金介護保険債券の」を「機構介護保険債券の」に、「支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に改め、同条第二項中「支払基金介護保険債券（」を「機構介護保険債券（」に、「振替支払基金介護保険債券」を「当該機構介護保険債券」に、「当該支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に改め、同条第三項中「支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に、「支払基金が」を「機構が」に改め、同項第一号及び第二号中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改め、同項第三号中「各支払基金介護保険債券」を「各機構介護保険債券」に改め、同項第四号、第五号、第七号及び第十号中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「支払基金介護保険債券」を「振替機構介護保険債券」に、「支払基金に」を「機構に」に改める。

第二十四条の見出しを「（機構介護保険債券の成立の特則）」に改め、同条中「支払基金介護保険債券の」を「機構介護保険債券の」に、「支払基金介護保険債券を」を「機構介護保険債券を」に、「支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に改める。

第二十五条の見出しを「（機構介護保険債券の払込み）」に改め、同条中「支払基金介護保険債券の」を「機構介護保険債券の」に、「支払基金は」を「機構は」に、「各支払基金介護保険債券」を「各機構介護保険債券」に改める。

第二十六条第一項中「支払基金は」を「機構は」に改め、同項ただし書中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十七条の見出しを「（機構介護保険債券原簿）」に改め、同条第一項中「支払基金は」を「機構は」に、「支払基金介護保険債券原簿」を「機構介護保険債券原簿」に改め、同条第二項中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

第二十八条第一項中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十九条の見出しを「（機構介護保険債券の発行の認可）」に改め、同条第一項中「支払基金は」を「機構は」に、「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改め、同条第二項第一号中「支払基金介護保険債券申込証」を「機構介護保険債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「支払基金介護保険債券」を「機構介護保険債券」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第八条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める。

第四十五条の三第三項中「社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（予防接種法施行令の一部改正）

第九条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項ただし書及び第三十二条第二項中「支払基金等」を「基盤機構等」に改める。

（母子保健法施行令等の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める。

一　母子保健法施行令（昭和四十年政令第二百八十五号）第一条

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第十四条

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条

四　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）第四条

五　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第九条

六　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第五条

七　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の二

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第九条の六中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「基盤機構」に改める。

第九条の十及び第九条の十一中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第九条の十二の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券の形式）」に改め、同条中「支払基金」を「基盤機構」に、「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の十三（見出しを含む。）中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の十四の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証）」に改め、同条第一項中「基金流行初期医療確保措置債券の」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券の」に、「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同条第二項中「基金流行初期医療確保措置債券（」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券（」に、「振替基金流行初期医療確保措置債券」を「振替基盤機構流行初期医療確保措置債券」に、「当該基金流行初期医療確保措置債券」を「当該基盤機構流行初期医療確保措置債券」に、「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同条第三項中「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に、「支払基金」を「基盤機構」に改め、同項第一号及び第二号中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同項第三号中「各基金流行初期医療確保措置債券」を「各基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同項第四号、第五号、第七号及び第十号中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の十五の見出し及び同条第一項中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同条第二項中「振替基金流行初期医療確保措置債券」を「振替基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の十六の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券の成立の特則）」に改め、同条中「基金流行初期医療確保措置債券の」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券の」に、「基金流行初期医療確保措置債券を」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券を」に、「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改める。

第九条の十七の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券の払込み）」に改め、同条中「基金流行初期医療確保措置債券の」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券の」に、「支払基金」を「基盤機構」に、「各基金流行初期医療確保措置債券」を「各基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の十八第一項中「支払基金」を「基盤機構」に改め、同項ただし書中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同条第二項中「基金流行初期医療確保措置債券原簿」に改め、同条第三項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第九条の十九の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券原簿）」に改め、同条第一項中「支払基金」を「基盤機構」に、「基金流行初期医療確保措置債券原簿」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券原簿」に改め、同条第二項中「基金流行初期医療確保措置債券原簿」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の二十第一項中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第九条の二十一の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券の発行の認可）」に改め、同条第一項中「支払基金」を「基盤機構」に、「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同条第二項第一号中「基金流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「基盤機構流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改める。

第十条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める。

第二十四条の二第二項ただし書及び第二十四条の三第三項中「支払基金等」を「基盤機構等」に改める。

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第三条の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金」を「機構」に改める。

附則第三条（見出しを含む。）中「支払基金」を「機構」に改める。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項ただし書中「支払基金等」を「機構等（同条第四項に規定する機構等をいう。）」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正）

第十四条　社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成十一年政令第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法施行令

本則中「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第一項第一号」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第一項第八号」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十二条第四号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第百七十四条の二十六第二項、第百七十四条の二十九第三項、第百七十四条の三十一の三第二項、第百七十四条の三十二第二項、第百七十四条の三十七第二項及び第百七十四条の三十八第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、社会保険診療報酬支払基金と」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構と」に改める。

（特別会計に関する法律施行令等の一部改正）

第十六条　次に掲げる政令の規定中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

一　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）附則第十五条第一項及び第六十七条第一項

二　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第二号

三　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第二十七号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十七条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第七十七号を次のように改める。

七十七　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）第二十九条の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第一条の社会保険診療報酬支払基金を含む。）

第四十二条第二項に次の一号を加える。

百二十九　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第十九条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百六号を次のように改める。

百六　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）第二十九条の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第一条の社会保険診療報酬支払基金を含む。）

第九条の四に次の一号を加える。

百四十六　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第二十条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和二十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「公法人は」の下に「、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」を加え、「、社会保険診療報酬支払基金」を削る。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第二十一条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

別表社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第五十三条第三項」を「第八十条の四第二項」に改め、「においてその例による場合を含む。）」と」の下に「、同項第二号中「第五十三条第三項」とあるのは「第五十三条第三項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」と」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「、同項第五号中「第八十条の四第二項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」と」を削る。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法人は」の下に「、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」を加え、「、社会保険診療報酬支払基金」を削る。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十六号中「こと（」の下に「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う業務に係る情報化に関することを含み、」を加える。

第三十三条第八号、第四十二条第三号、第百十四条第六号、第百十七条第八号及び第百十九条第二号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第百二十条第五号を次のように改める。

五　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う業務に関すること（流行初期医療確保措置関係業務、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務及び介護保険法第百六十条第三項に規定する介護保険関係業務並びに政策統括官並びに高齢者医療課及び医療課の所掌に属するものを除く。）。

第百二十一条第二号中「医療介護総合確保法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）」に、「連合会連結情報提供業務、連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」を「連結情報提供業務、電子処方箋管理業務及び電子診療録等情報管理業務」に改める。

第百二十一条の二第七号及び第百二十二条第五号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

第二章　経過措置

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に改正法第五条の規定による改正前の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十五条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務に関し同法第二十七条の厚生労働大臣の認可を受けている予算及び事業計画は、それぞれ、改正法第二十九条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十三条第一項の厚生労働大臣の認可を受けた収支予算及び事業計画とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第二条第五号に掲げる規定の施行前に改正法第十一条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。次項において「改正前高確法」という。）第百四十七条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が発行した第五条の規定による改正前の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十八条に規定する基金高齢者医療制度債券は、第五条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、改正法第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（次項において「改正後高確法」という。）第百四十七条第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）が発行した同令第二十八条に規定する機構高齢者医療制度債券とみなす。

2　改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正前高確法附則第十一条第二項において準用する改正前高確法第百四十七条第一項の規定により支払基金が発行した第五条の規定による改正前の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十三条に規定する債券は、第五条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十三条において準用する同令第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、改正後高確法附則第十一条第二項において準用する改正後高確法第百四十七条第一項の規定により機構が発行した同令附則第十三条に規定する債券とみなす。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正法第十二条の規定による改正前の介護保険法第百六十八条第一項の規定により支払基金が発行した第七条の規定による改正前の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第二十条に規定する支払基金介護保険債券は、第七条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第二十七条及び第二十八条の規定の適用については、改正法第十二条の規定による改正後の介護保険法第百六十八条第一項の規定により機構が発行した同令第二十条に規定する機構介護保険債券とみなす。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正法第十九条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三十二第一項の規定により支払基金が発行した第十一条の規定による改正前の感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第九条の十二に規定する基金流行初期医療確保措置債券は、第十一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第九条の十九及び第九条の二十の規定の適用については、改正法第十九条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六条の三十二第一項の規定により機構が発行した同令第九条の十二に規定する基礎機構流行初期医療確保措置債券とみなす。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和
防衛大臣　小泉進次郎

○厚生労働省令第百四十四号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十八条の七第二項の厚生労働省令で定める方法）	（法第三十八条の七第二項の厚生労働省令で定める方法）
第三十条の三十三の二十九　法第三十八条の七第二項の規定により、厚生労働大臣から医薬品調剤等情報（同条第一項に規定する医薬品調剤等情報をいう。）の提供を求められた場合には、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と厚生労働省が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならない。	**第三十条の三十三の二十九**　法第三十八条の七第二項の規定により、厚生労働大臣から医薬品調剤等情報（同条第一項に規定する医薬品調剤等情報をいう。）の提供を求められた場合には、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と厚生労働省が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならない。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十一条の三の厚生労働省令で定める事務） **第七条の三**　法第十一条の三の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一～五　（略） （法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等） **第八条**　（略） ２　（略） ３　法第十二条第一項の保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものは、第一項の表の下欄に掲げる者が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し提供した医療保険被保険者番号等（法第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。）により特定される者のそれぞれについて最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない方法により暗号化したものとする。 ４　（略） （電磁的方法による処方箋の提供） **第九条**　法第十二条の二第一項の規定による機構又は連合会に対する処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。	（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の三**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一～五　（略） （法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等） **第八条**　（略） ２　（略） ３　法第十二条第一項の保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものは、第一項の表の下欄に掲げる者が社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し提供した医療保険被保険者番号等（法第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。）により特定される者のそれぞれについて最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない方法により暗号化したものとする。 ４　（略） （電磁的方法による処方箋の提供） **第九条**　法第十二条の二第一項の規定による支払基金又は連合会に対する処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（薬剤師が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供）

第十三条　法第十二条の二第三項の規定による機構又は連合会に対する情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（機構又は連合会が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供）

第十五条　（略）

（電磁的方法によらない処方箋に記載又は記録した情報の提供）

第十六条　法第十二条の二第五項の規定による機構又は連合会に対する同項の情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供の求め）

第十八条　法第十二条の二第六項又は第七項の規定による機構又は連合会に対する前条の情報の提供の求めは、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（電磁的方法による電子診療録等情報の提供）

第十九条の三　法第十二条の三第一項の規定による機構又は連合会に対する電子診療録等情報（同項に規定する電子診療録等情報をいう。以下同じ。）の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（電磁的方法による電子診療録等情報の閲覧等）

第十九条の五　（略）

2　法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一　前条第三号イに掲げる情報（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者が国民が閲覧することが適切なものとして機構又は連合会に対して提供したものに限る。）

二～六　（略）

3　（略）

4　法第十二条の三第二項の規定による医師等に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一・二　（略）

三　前条第三号イに掲げる情報（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者が医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することが適切なものとして機構又は連合会に対して提供したものに限る。）

四～七　（略）

（法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の八　法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の五十第二項に基づき、同条第一項の規定による調査及び研究を行う厚生労働大臣に対し機構又は連合会が電子診療録等情報を提供する場合とする。

（法第三十五条第二項の厚生労働省令で定めるもの等）

第二十四条の二　法第二十五条第二項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関（生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。第二十七条において同じ。）とする。

2　法第三十五条第二項の健康の保持及び増進を図るための厚生労働省令で定める事業は、生活保護法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業とする。

（薬剤師が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供）

第十三条　法第十二条の二第三項の規定による支払基金又は連合会に対する情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（支払基金又は連合会が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供）

第十五条　（略）

（電磁的方法によらない処方箋に記載又は記録した情報の提供）

第十六条　法第十二条の二第五項の規定による支払基金又は連合会に対する同項の情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供の求め）

第十八条　法第十二条の二第六項又は第七項の規定による支払基金又は連合会に対する前条の情報の提供の求めは、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（電磁的方法による電子診療録等情報の提供）

第十九条の三　法第十二条の三第一項の規定による支払基金又は連合会に対する電子診療録等情報（同項に規定する電子診療録等情報をいう。以下同じ。）の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（電磁的方法による電子診療録等情報の閲覧等）

第十九条の五　（略）

2　法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一　前条第三号イに掲げる情報（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者が国民が閲覧することが適切なものとして支払基金又は連合会に対して提供したものに限る。）

二～六　（略）

3　（略）

4　法第十二条の三第二項の規定による医師等に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一・二　（略）

三　前条第三号イに掲げる情報（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者が医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することが適切なものとして支払基金又は連合会に対して提供したものに限る。）

四～七　（略）

（法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の八　法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の五十第二項に基づき、同条第一項の規定による調査及び研究を行う厚生労働大臣に対し支払基金又は連合会が電子診療録等情報を提供する場合とする。

（法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるもの等）

第二十四条の二　法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関（生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。第二十七条において同じ。）とする。

2　法第二十四条第二項の健康の保持及び増進を図るための厚生労働省令で定める事業は、生活保護法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業とする。

（削る）

（法第三十七条の二の厚生労働省令で定める者）

第二十五条　（略）

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険者による被保険者情報の登録） **第二十四条の四**　保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、厚生労働大臣若しくは健康保険組合が法第三十九条第一項本文の確認を行った日（法第四十八条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日）、当該保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日又は当該保険者が第四十二条の二の規定による申出を受けた日の属する月の末日から五日以内に、当該確認、届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 （出産育児交付算定率の算定方法） **第百三十四条の三**　出産育児交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 一　全ての当該年度の前々年度の概算出産育児交付金（医療保険各法の規定による概算出産育児交付金（医療保険各法の規定による確定出産育児交付金（医療保険各法の規定による確定出産育児交付金をいう。以下この条において同じ。）の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない保険者（高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。以下この条、次条及び第百五十六条の二第二項において同じ。）（次号において「出産育児交付加算対象保険者」という。）に係る出産育児交付不足額の合計額及び全ての同年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超える保険者（次号において「出産育児交付控除対象保険者」という。）に係る出産育児交付超過額の合計額に係る医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、同年度における医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の保険者に対し出産育児交付金（法第百五十二条の二に規定する出産育児交付金をいう。）を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して医療情報基盤・診療報酬審査支払機構があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額 二　（略） （出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定方法） **第百三十四条の四**　（略） ２　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額その他の事情を勘案してあらかじめ医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。	（保険者による被保険者情報の登録） **第二十四条の四**　保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、厚生労働大臣若しくは健康保険組合が法第三十九条第一項本文の確認を行った日（法第四十八条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日）、当該保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日又は当該保険者が第四十二条の二の規定による申出を受けた日の属する月の末日から五日以内に、当該確認、届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 （出産育児交付算定率の算定方法） **第百三十四条の三**　出産育児交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 一　全ての当該年度の前々年度の概算出産育児交付金（医療保険各法の規定による概算出産育児交付金（医療保険各法の規定による確定出産育児交付金（医療保険各法の規定による確定出産育児交付金をいう。以下この条において同じ。）の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない保険者（高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。以下この条、次条及び第百五十六条の二第二項において同じ。）（次号において「出産育児交付加算対象保険者」という。）に係る出産育児交付不足額の合計額及び全ての同年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超える保険者（次号において「出産育児交付控除対象保険者」という。）に係る出産育児交付超過額の合計額に係る社会保険診療報酬支払基金の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、同年度における社会保険診療報酬支払基金の保険者に対し出産育児交付金（法第百五十二条の二に規定する出産育児交付金をいう。）を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して社会保険診療報酬支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額 二　（略） （出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定方法） **第百三十四条の四**　（略） ２　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額その他の事情を勘案してあらかじめ社会保険診療報酬支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（特別会計）

第二十五条　法第二十六条に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務に係る特別の会計は、医療介護情報化等特別会計とする。

（法第三十七条の二の厚生労働省令で定める者）

第二十五条の二　（略）

（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百五十六条の二　法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～七　（略）

八　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

九～十七　（略）

2　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（協会による被保険者情報の登録） **第六条の三**　協会は、法第百五十三条の十第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、厚生労働大臣が法第十五条第一項本文の確認を行った日（法第二十四条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日）、協会が第三十条の規定による申出を受けた日又は協会が第三十二条の二の規定による申出を受けた日の属する月の末日から五日以内に、当該確認、届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 （法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百八十八条の二**　法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～五　（略） 六　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 七～十八　（略） 2　（略）	（協会による被保険者情報の登録） **第六条の三**　協会は、法第百五十三条の十第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、厚生労働大臣が法第十五条第一項本文の確認を行った日（法第二十四条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日）、協会が第三十条の規定による申出を受けた日又は協会が第三十二条の二の規定による申出を受けた日の属する月の末日から五日以内に、当該確認、届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 （法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百八十八条の二**　法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～五　（略） 六　社会保険診療報酬支払基金 七～十八　（略） 2　（略）

（傍線部分は改正部分）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（市町村による被保険者情報の登録） **第四条の二**　市町村は、法第百十三条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第二条第一項、第三条又は前条第一項の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提供するものとする。	（市町村による被保険者情報の登録） **第四条の二**　市町村は、法第百十三条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第二条第一項、第三条又は前条第一項の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提供するものとする。

（傍線部分は改正部分）

（法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第四十四条の二　法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～五　（略）

六　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

七～十二　（略）

２　（略）

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第六条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別高額医療費共同事業交付金の額の算定方法） **第十八条**　算定政令第二十四条第二項に規定する特別高額医療費共同事業交付金の額は、各都道府県につき、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額とし、法第四十五条第五項の規定により国民健康保険団体連合会若しくは医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下この条において「機構」という。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書（入院外の診療報酬明細書に係る診療報酬請求書であつて、歯科診療以外の診療に係るものに限る。）若しくは指定法人（法第七十五条の五第一項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十四条第一項の規定により機構の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合算額とする。	（特別高額医療費共同事業交付金の額の算定方法） **第十八条**　算定政令第二十四条第二項に規定する特別高額医療費共同事業交付金の額は、各都道府県につき、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額とし、法第四十五条第五項の規定により国民健康保険団体連合会若しくは社会保険診療報酬支払基金（以下この条において「支払基金」という。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書（入院外の診療報酬明細書に係る診療報酬請求書であつて、歯科診療以外の診療に係るものに限る。）若しくは指定法人（法第七十五条の五第一項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合算額とする。
（国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令の一部改正） **第七条**　国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）の一部を次の表のように改正する。	（傍線部分は改正部分）
（連合会又は機構へ支払うべき額の相殺等） **第二条**　市町村は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第六条第八項の規定により同条第一項の普通交付金（以下この条において「普通交付金」という。）の収納に関する事務の全部又は一部について法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下この条において「連合会」という。）又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下この条において「機構」という。）に委託する場合において、同条第四項及び第五項の規定により当該連合会又は機構に支払うべき療養の給付に関する費用その他国民健康保険事業に要する費用の額と当該連合会又は機構から徴収すべき普通交付金の額とを相殺することができる。	（連合会又は支払基金へ支払うべき額の相殺等） **第二条**　市町村は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第六条第八項の規定により同条第一項の普通交付金（以下この条において「普通交付金」という。）の収納に関する事務の全部又は一部について法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下この条において「連合会」という。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下この条において「支払基金」という。）に委託する場合において、同条第四項及び第五項の規定により当該連合会又は支払基金に支払うべき療養の給付に関する費用その他国民健康保険事業に要する費用の額と当該連合会又は支払基金から徴収すべき普通交付金の額とを相殺することができる。

２　普通交付金の収納に関する事務の委託を受けた連合会又は機構は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した普通交付金（前項の規定により相殺する部分を除く。）を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） **第五条**　（略） ２　（略） ３　法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から医療保険等関連情報（同条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百十二条の二において同じ。）を提出する方法により提出しなければならない。 ４～７　（略） （後期高齢者医療広域連合による被保険者情報の登録） **第十一条の二**　後期高齢者医療広域連合は、法第百六十五条の二第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第八条第一項、第十条第一項若しくは第二項又は前条の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、機構又は国保連合会に提供するものとする。 （被扶養者であった者の通知） **第十六条**　（略） ２　前項の通知は、機構を経由して行うものとする。 （法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百十八条の三**　法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。 一～三　（略） 四　機構 五～十二　（略） ２　（略）	（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） **第五条**　（略） ２　（略） ３　法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から医療保険等関連情報（同条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百十二条の二において同じ。）を提出する方法により提出しなければならない。 ４～７　（略） （後期高齢者医療広域連合による被保険者情報の登録） **第十一条の二**　後期高齢者医療広域連合は、法第百六十五条の二第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第八条第一項、第十条第一項若しくは第二項又は前条の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、支払基金又は国保連合会に提供するものとする。 （被扶養者であった者の通知） **第十六条**　（略） ２　前項の通知は、支払基金を経由して行うものとする。 （法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百十八条の三**　法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。 一～三　（略） 四　支払基金 五～十二　（略） ２　（略）

様式第十一号中「支払基金」を「機構」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（前期高齢者交付算定率の算定方法） **第三条**　前期高齢者交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 一　全ての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額及び全ての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額に係る医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、当該年度の前々年度における機構の保険者に対し前期高齢者交付金（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して機構があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額 二　（略） （一人平均調整対象給付費見込額の平均額の算定方法） **第三条の二**　（略） ２　当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者に係る当該年度における一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一・二　（略） 三　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）その間における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額 （前期高齢者である加入者の見込数の算定方法） **第三条の三**　法第三十四条第二項に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。 一　当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づきあらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。） 二　（略） ２　新設保険者等に係る当該年度における前期高齢者である加入の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。	（前期高齢者交付算定率の算定方法） **第三条**　前期高齢者交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 一　全ての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額及び全ての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額に係る社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、当該年度の前々年度における支払基金の保険者に対し前期高齢者交付金（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額 二　（略） （一人平均調整対象給付費見込額の平均額の算定方法） **第三条の二**　（略） ２　当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者に係る当該年度における一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一・二　（略） 三　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）その間における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額 （前期高齢者である加入者の見込数の算定方法） **第三条の三**　法第三十四条第二項に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。 一　当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づきあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。） 二　（略） ２　新設保険者等に係る当該年度における前期高齢者である加入の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五条　法第三十四条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額（以下「前期高齢者給付費見込額」という。）は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　法第三十五条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額（その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。）

二　（略）

2　新設保険者等に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（調整対象外給付費見込額の算定方法）

第六条　（略）

2　当該年度において新たに設立された保険者に係る調整対象外給付費見込額の算定に当たっては、一人平均前期高齢者給付費見込額は、第十一条の規定にかかわらず、同条の厚生労働大臣が定める額を基礎として、当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によるものとする。

（標準報酬総額の見込額の算定方法）

第八条　（略）

2　当該年度の前々年度の四月一日以降新たに被用者保険等保険者となった者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案して機構があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。

3　機構は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

（加入者見込数等の算定方法）

第八条の三　法第三十四条第四項第一号、第三十八条第三項及び第百二十条第一項第二号に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一　当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二　（略）

2　（略）

3　新設保険者等に係る加入者見込数は、第一項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（調整対象外給付費額の算定方法）

第十三条　（略）

2　当該年度の前々年度において新たに設立された保険者、合併若しくは分割により成立若しくは消滅した保険者又は解散をした保険者に係る調整対象外給付費額の算定に当たっては、一人平均前期高齢者給付費額は、第十六条の規定にかかわらず、同条の厚生労働大臣が定める額を基礎として、当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によるものとする。

（前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五条　法第三十四条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額（以下「前期高齢者給付費見込額」という。）は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　法第三十五条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額（その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。）

二　（略）

2　新設保険者等に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（調整対象外給付費見込額の算定方法）

第六条　（略）

2　当該年度において新たに設立された保険者に係る調整対象外給付費見込額の算定に当たっては、一人平均前期高齢者給付費見込額は、第十一条の規定にかかわらず、同条の厚生労働大臣が定める額を基礎として、当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によるものとする。

（標準報酬総額の見込額の算定方法）

第八条　（略）

2　当該年度の前々年度の四月一日以降新たに被用者保険等保険者となった者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。

3　支払基金は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

（加入者見込数等の算定方法）

第八条の三　法第三十四条第四項第一号、第三十八条第三項及び第百二十条第一項第二号に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一　当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二　（略）

2　（略）

3　新設保険者等に係る加入者見込数は、第一項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（調整対象外給付費額の算定方法）

第十三条　（略）

2　当該年度の前々年度において新たに設立された保険者、合併若しくは分割により成立若しくは消滅した保険者又は解散をした保険者に係る調整対象外給付費額の算定に当たっては、一人平均前期高齢者給付費額は、第十六条の規定にかかわらず、同条の厚生労働大臣が定める額を基礎として、当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によるものとする。

（法定給付費見込額）

第十八条　（略）

２　新設保険者等に係る法定給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

３　当該年度の前々年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割をして存続する保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者に係る第一項第一号イ、同項第二号イ及び同項第三号イに掲げる額は、これらの規定にかかわらず、当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（前期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法）

第二十一条　法第四十条に規定する前期高齢者関係事務費拠出金（以下「前期高齢者関係事務費拠出金」という。）の額は、当該年度における法第百三十九条第一項第一号に規定する機構の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額に、加入者見込数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請）

第二十二条　法第四十六条第一項の規定により前期高齢者納付金等（法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。）の一部の納付の猶予を受けようとする保険者は、機構に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一・二　（略）

２　（略）

（特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の基礎となる期間及び額）

第二十四条　（略）

２　算定政令第二十一条第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、前項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される被保険者を除く。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養（施行令第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。次項において同じ。）を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（法第七十条第四項の規定により機構若しくは国保連合会（法第十七条に規定する国保連合会をいう。次項において同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書（入院外の診療報酬明細書に係る診療報酬請求書であって、歯科診療以外の診療に係るものに限る。）若しくは法第七十条第五項の規定により指定法人（同項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十四条第一項の規定により機構の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

（法定給付費見込額）

第十八条　（略）

２　新設保険者等に係る法定給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

３　当該年度の前々年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割をして存続する保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者に係る第一項第一号イ、同項第二号イ及び同項第三号イに掲げる額は、これらの規定にかかわらず、当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（前期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法）

第二十一条　法第四十条に規定する前期高齢者関係事務費拠出金（以下「前期高齢者関係事務費拠出金」という。）の額は、当該年度における法第百三十九条第一項第一号に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額に、加入者見込数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請）

第二十二条　法第四十六条第一項の規定により前期高齢者納付金等（法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。）の一部の納付の猶予を受けようとする保険者は、支払基金に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一・二　（略）

２　（略）

（特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の基礎となる期間及び額）

第二十四条　（略）

２　算定政令第二十一条第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、前項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される被保険者を除く。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養（施行令第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。次項において同じ。）を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（法第七十条第四項の規定により支払基金若しくは国保連合会（法第十七条に規定する国保連合会をいう。次項において同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書（入院外の診療報酬明細書に係る診療報酬請求書であって、歯科診療以外の診療に係るものに限る。）若しくは法第七十条第五項の規定により指定法人（同項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

3　算定政令第二十一条第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、第一項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される被保険者に限る。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（法第七十条第四項の規定により機構若しくは国保連合会が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書（入院外の診療報酬明細書に係る診療報酬請求書であって、歯科診療以外の診療に係るものに限る。）若しくは同条第五項の規定により指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第二十四条第一項の規定により機構の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

（後期高齢者医療広域連合が行う機構に対する通知）

第四十二条　法第百二十三条第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が機構に対して行う通知は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。

一・二　（略）

（出産育児支援金等に係る機構に対する通知）

第四十三条の四　法第百二十四条の七第一項の規定により保険者が機構に対して行う通知は、各年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の金額及び出産育児一時金等の支給に要した費用の額について、当該年度の翌年度の九月一日までに行うものとする。

2　法第百二十四条の七第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が機構に対して行う通知は、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数について、当該年度の翌年度の六月一日までに行うものとする。

（保険者が行う機構に対する報告）

第四十四条　保険者は、機構が集約し保険者に対して提供した情報を勘案し、機構に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者の数及び前期高齢者である加入者の数を、同年度の翌年度の六月一日までに報告しなければならない。

2　保険者は、機構に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と機構が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により、同年度の翌年度の十一月一日までに報告しなければならない。

3　保険者は、機構が集約し保険者に対して提供した情報を勘案し、機構に対し、毎年度、当該年度の各月における法第三十八条第一項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の額（第五項において「法定給付費額」という。）を、同年度の翌年度の九月一日までに報告しなければならない。

3　算定政令第二十一条第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、第一項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される被保険者に限る。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（法第七十条第四項の規定により支払基金若しくは国保連合会が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書（入院外の診療報酬明細書に係る診療報酬請求書であって、歯科診療以外の診療に係るものに限る。）若しくは同条第五項の規定により指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

（後期高齢者医療広域連合が行う支払基金に対する通知）

第四十二条　法第百二十三条第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通知は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。

一・二　（略）

（出産育児支援金等に係る支払基金に対する通知）

第四十三条の四　法第百二十四条の七第一項の規定により保険者が支払基金に対して行う通知は、各年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の金額及び出産育児一時金等の支給に要した費用の額について、当該年度の翌年度の九月一日までに行うものとする。

2　法第百二十四条の七第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通知は、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数について、当該年度の翌年度の六月一日までに行うものとする。

（保険者が行う支払基金に対する報告）

第四十四条　保険者は、支払基金が集約し保険者に対して提供した情報を勘案し、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者の数及び前期高齢者である加入者の数を、同年度の翌年度の六月一日までに報告しなければならない。

2　保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と支払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により、同年度の翌年度の十一月一日までに報告しなければならない。

3　保険者は、支払基金が集約し保険者に対して提供した情報を勘案し、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月における法第三十八条第一項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の額（第五項において「法定給付費額」という。）を、同年度の翌年度の九月一日までに報告しなければならない。

４　保険者は、機構が集約し保険者に対して提供した情報を勘案し、機構に対し、各月ごとの当該保険者に係る前期高齢者給付費額及びその内訳を、当該月の翌々月の十五日までに報告しなければならない。

５　合併、分割又は解散が当該年度の四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した保険者、当該分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する保険者並びに当該解散をした保険者の権利義務を承継した保険者又は清算法人は、前各項に定めるもののほか、機構に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した保険者の同年度の各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者の数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

（新設等の届出）

第四十五条　新たに設立された保険者又は合併若しくは分割により成立した保険者は、新たに設立された日又は合併若しくは分割があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を機構に届け出なければならない。

一～三　（略）

２　保険者は、合併若しくは分割があったとき、若しくは解散した保険者の権利義務を承継したとき、又は前項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があったときは、合併若しくは分割があった日若しくは解散した保険者の権利義務を承継した日又は同項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があった日から十四日以内に、その旨を機構に届け出なければならない。

（被用者保険等保険者が行う機構に対する報告等）

第四十五条の二　被用者保険等保険者は、機構に対し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに報告しなければならない。

一～三　（略）

２　第四十四条第五項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における被用者保険等保険者の機構に対する標準報酬総額の報告について準用する。この場合において、同項中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、「各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額」とあるのは「標準報酬総額」と読み替えるものとする。

（社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正）

第十条　社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（平成二十年厚生労働省令第一五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令	社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百四十一条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百四十一条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）

４　保険者は、支払基金が集約し保険者に対して提供した情報を勘案し、支払基金に対し、各月ごとの当該保険者に係る前期高齢者給付費額及びその内訳を、当該月の翌々月の十五日までに報告しなければならない。

５　合併、分割又は解散が当該年度の四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した保険者、当該分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する保険者並びに当該解散をした保険者の権利義務を承継した保険者又は清算法人は、前各項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した保険者の同年度の各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者の数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

（新設等の届出）

第四十五条　新たに設立された保険者又は合併若しくは分割により成立した保険者は、新たに設立された日又は合併若しくは分割があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を支払基金に届け出なければならない。

一～三　（略）

２　保険者は、合併若しくは分割があったとき、若しくは解散した保険者の権利義務を承継したとき、又は前項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があったときは、合併若しくは分割があった日若しくは解散した保険者の権利義務を承継した日又は同項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があった日から十四日以内に、その旨を支払基金に届け出なければならない。

（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告等）

第四十五条の二　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに報告しなければならない。

一～三　（略）

２　第四十四条第五項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における被用者保険等保険者の支払基金に対する標準報酬総額の報告について準用する。この場合において、同項中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、「各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額」とあるのは「標準報酬総額」と読み替えるものとする。

五　その他医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）の高齢者医療制度関係業務（法第百三十九条第三項に規定する高齢者医療制度関係業務をいう。）に関し必要な事項

附　則

（病床転換支援金等に関する特例）

第三条　法附則第二条に規定する病床転換助成事業に係る機構の業務が行われる場合における法第百四十一条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、法附則第二条の政令で定める日までの間、本則各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを記載するものとする。

一・二　（略）

三　その他法附則第二条に規定する病床転換助成事業に係る機構の業務に関し必要な事項

（社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条　社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令	社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令
（経理原則）	（経理原則）
第一条　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百三十九条第三項に規定する高齢者医療制度関係業務（以下「高齢者医療制度関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。	**第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百三十九条第三項に規定する高齢者医療制度関係業務（以下「高齢者医療制度関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。
（高齢者医療制度関係特別会計）	（高齢者医療制度関係特別会計）
第二条　法第百四十三条の規定により機構が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。	**第二条**　法第百四十三条の規定により支払基金が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　機構は、前項各号に掲げる特別会計（以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。）の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。	2　支払基金は、前項各号に掲げる特別会計（以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。）の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
3　（略）	3　（略）
（予算の添付書類）	（予算の添付書類）
第六条　機構は、法第百四十四条前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第六条**　支払基金は、法第百四十四条前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　機構は、法第百四十四条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。	2　支払基金は、法第百四十四条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第七条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　機構は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3　機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（債務を負担する行為）

第八条　機構は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第百三十九条第二項の事業を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって厚生労働大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為をすることができる。

（予算の流用）

第九条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2　機構は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3　機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第十条　機構は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　機構は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（事業計画及び資金計画）

第十一条　（略）

2　（略）

3　機構は、法第百四十四条後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十二条　機構は、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、第八条の規定による債務を負担する行為については事項ごとにその負担した債務の金額及びその行為に基づいて支出をすべき年限を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（予備費）

第七条　支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（債務を負担する行為）

第八条　支払基金は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第百三十九条第二項の事業を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって厚生労働大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為をすることができる。

（予算の流用）

第九条　支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2　支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第十条　支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（事業計画及び資金計画）

第十一条　（略）

2　（略）

3　支払基金は、法第百四十四条後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十二条　支払基金は、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、第八条の規定による債務を負担する行為については事項ごとにその負担した債務の金額及びその行為に基づいて支出をすべき年限を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十三条　法第百四十五条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、機構の設立の根拠となる法律が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨及び高齢者医療制度関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二・三　（略）

四　高齢者医療制度関係業務の一部の委託を受け、又は高齢者医療制度関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体（会社を除く。）であって、機構が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下この条及び第十七条において「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産（基本財産に相当するものを含む。同条において同じ。）を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び機構との関係

五　機構と関連一般社団法人等との関係の概要（当該関係を示す系統図を含む。）

六　機構が対処すべき課題（高齢者医療制度関係業務に係るものに限る。）

（附属明細書）

第十七条　法第百四十五条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ～ハ　（略）

ニ　機構が議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。機構及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社も、子会社とみなす。）及び機構（機構が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、機構が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）の株式であって機構が保有するもの（高齢者医療制度関係特別会計において計上されるものに限る。）の明細（子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）

ホ　ニに掲げるもののほか、機構が行う出資に係る出資金（高齢者医療制度関係特別会計において計上されるものに限る。）の明細

ヘ・ト　（略）

二　（略）

（借入金の認可）

第十九条　機構は、高齢者医療制度関係業務に要する経費に充てるため、法第百四十七条第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第三項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（事業報告書）

第十三条　法第百四十五条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨及び高齢者医療制度関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二・三　（略）

四　高齢者医療制度関係業務の一部の委託を受け、又は高齢者医療制度関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体（会社を除く。）であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下この条及び第十七条において「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産（基本財産に相当するものを含む。同条において同じ。）を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

五　支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要（当該関係を示す系統図を含む。）

六　支払基金が対処すべき課題（高齢者医療制度関係業務に係るものに限る。）

（附属明細書）

第十七条　法第百四十五条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ～ハ　（略）

ニ　支払基金が議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。支払基金及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社も、子会社とみなす。）及び支払基金（支払基金が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、支払基金が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）の株式であって支払基金が保有するもの（高齢者医療制度関係特別会計において計上されるものに限る。）の明細（子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）

ホ　ニに掲げるもののほか、支払基金が行う出資に係る出資金（高齢者医療制度関係特別会計において計上されるものに限る。）の明細

ヘ・ト　（略）

二　（略）

（借入金の認可）

第十九条　支払基金は、高齢者医療制度関係業務に要する経費に充てるため、法第百四十七条第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第三項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（会計規程）

第二十条　機構は、高齢者医療制度関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3　機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附　則

（病床転換助成事業関係特別会計）

第三条　機構は、第二条第一項各号に掲げる特別会計のほか、法附則第二条の政令で定める日までの間、法附則第十一条第一項に規定する業務及び同条第二項において準用する法第百三十九条第二項に規定する事業について、病床転換助成事業関係特別会計を設けなければならない。

2　機構は、前項の病床転換助成事業関係特別会計の経費を明確にするため、保険者からの病床転換支援金等（法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等をいう。）の徴収及び都道府県に対する病床転換助成交付金（法附則第六条第一項に規定する病床転換助成交付金をいう。）の交付に係る経理並びに法附則第十一条第一項に規定する業務に関する事務の処理に係る経理並びに同条第二項において準用する法第百三十九条第二項に規定する事業に係る経理を区分し、前項の病床転換助成事業関係特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。

3　（略）

4　第三条から第二十条までの規定は、法附則第二条に規定する病床転換助成事業に係る機構の業務について準用する。この場合において、「高齢者医療制度関係特別会計」とあるのは、「病床転換助成事業関係特別会計」と読み替えるものとする。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十二条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険事業勘定及び介護サービス事業勘定） **第一条**　保険事業勘定においては、保険料、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、機構交付金、都道府県支出金、相互財政安定化事業交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債並びに諸収入をもってその歳入とし、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金、相互財政安定化事業負担金、地域支援事業費、保健福祉事業費、基金積立金、公債費、予備費及び諸支出金その他の諸費をもってその歳出とする。 2　（略）	（保険事業勘定及び介護サービス事業勘定） **第一条**　保険事業勘定においては、保険料、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、支払基金交付金、都道府県支出金、相互財政安定化事業交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債並びに諸収入をもってその歳入とし、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金、相互財政安定化事業負担金、地域支援事業費、保健福祉事業費、基金積立金、公債費、予備費及び諸支出金その他の諸費をもってその歳出とする。 2　（略）

（会計規程）

第二十条　支払基金は、高齢者医療制度関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3　支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附　則

（病床転換助成事業関係特別会計）

第三条　支払基金は、第二条第一項各号に掲げる特別会計のほか、法附則第二条の政令で定める日までの間、法附則第十一条第一項に規定する業務及び同条第二項において準用する法第百三十九条第二項に規定する事業について、病床転換助成事業関係特別会計を設けなければならない。

2　支払基金は、前項の病床転換助成事業関係特別会計の経費を明確にするため、保険者からの病床転換支援金等（法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等をいう。）の徴収及び都道府県に対する病床転換助成交付金（法附則第六条第一項に規定する病床転換助成交付金をいう。）の交付に係る経理並びに法附則第十一条第一項に規定する業務に関する事務の処理に係る経理並びに同条第二項において準用する法第百三十九条第二項に規定する事業に係る経理を区分し、前項の病床転換助成事業関係特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。

3　（略）

4　第三条から第二十条までの規定は、法附則第二条に規定する病床転換助成事業に係る支払基金の業務について準用する。この場合において、「高齢者医療制度関係特別会計」とあるのは、「病床転換助成事業関係特別会計」と読み替えるものとする。

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第十三条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成二十一年厚生省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整金額） **第六条**　（略） ２　（略） ３　前二項に規定する算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 一　すべての加算対象医療保険者に係る不足額の合計額及びすべての控除対象医療保険者に係る超過額の合計額に係る基金の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、前々年度における医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）の法第百六十条第一項第一号から第三号までに規定する業務上生じた利息の額等を勘案して機構があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額 二　（略） （概算納付金の算定に係る第二号被保険者の見込数の総数等の算定方法） **第八条**　（略） ２　法第百五十二条第一項第二号に規定する当該年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。 一　前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数（その数が当該医療保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該医療保険者の申請に基づき、あらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。） 二　（略） ３　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された医療保険者及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した医療保険者に係る当該年度における第二号被保険者の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数等を勘案してあらかじめ機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。 （第二号被保険者標準報酬総額の見込額の算定方法） **第九条の四**　（略） ２　当該年度の前々年度の四月二日以降新たに被用者保険等保険者となった者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の第二号被保険者標準報酬総額に相当する額等を勘案して機構があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。 ３　機構は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。	（調整金額） **第六条**　（略） ２　（略） ３　前二項に規定する算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 一　すべての加算対象医療保険者に係る不足額の合計額及びすべての控除対象医療保険者に係る超過額の合計額に係る基金の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、前々年度における社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の法第百六十条第一項第一号から第三号までに規定する業務上生じた利息の額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額 二　（略） （概算納付金の算定に係る第二号被保険者の見込数の総数等の算定方法） **第八条**　（略） ２　法第百五十二条第一項第二号に規定する当該年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。 一　前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数（その数が当該医療保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該医療保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。） 二　（略） ３　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された医療保険者及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した医療保険者に係る当該年度における第二号被保険者の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数等を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。 （第二号被保険者標準報酬総額の見込額の算定方法） **第九条の四**　（略） ２　当該年度の前々年度の四月二日以降新たに被用者保険等保険者となった者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の第二号被保険者標準報酬総額に相当する額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。 ３　支払基金は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

（市町村が行う機構に対する通知）

第十三条の二　法第百五十九条第一項の規定により市町村が機構に対して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。

一・二　（略）

（医療保険者が行う機構に対する報告）

第十四条　医療保険者は、機構に対し、毎年度、当該年度の各月末日における第二号被保険者の数及び四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者の数（以下「第二号被保険者数等」という。）を当該年度の翌年度の六月末日までに報告しなければならない。

（被用者保険等保険者が行う機構に対する報告）

第十四条の二　被用者保険等保険者は、機構に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。

一・二　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の準用）

第十五条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第二十二条の規定は、納付金の納付の猶予について、同令第四十四条第五項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における医療保険者の機構に対する第二号被保険者数等の報告について、同令第四十五条の規定は、新たに医療保険者となった者又は合併若しくは分割により成立した医療保険者の機構に対する届出について、同令第四十五条の二第二項において読み替えて準用する同令第四十四条第五項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における被用者保険等保険者の機構に対する第二号被保険者標準報酬総額の報告について準用する。この場合において、これらの規定（同令第四十五条の二第二項において読み替えて準用する同令第四十四条第五項の規定を除く。）中「前期高齢者納付金等（法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。）」又は「前期高齢者納付金等」とあるのは「納付金」と、「保険者」とあるのは「医療保険者」と、第二十二条中「第四十六条第一項」とあるのは「第百五十八条第一項」と読み替えるものとする。

（社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正）

第十四条　社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（平成十一年厚生省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令	社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　その他機構の介護保険関係業務に関し必要な事項	三　その他支払基金の介護保険関係業務に関し必要な事項

（市町村が行う支払基金に対する通知）

第十三条の二　法第百五十九条第一項の規定により市町村が支払基金に対して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。

一・二　（略）

（医療保険者が行う支払基金に対する報告）

第十四条　医療保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月末日における第二号被保険者の数及び四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者の数（以下「第二号被保険者数等」という。）を当該年度の翌年度の六月末日までに報告しなければならない。

（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告）

第十四条の二　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。

一・二　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の準用）

第十五条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第二十二条の規定は、納付金の納付の猶予について、同令第四十四条第五項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における医療保険者の支払基金に対する第二号被保険者数等の報告について、同令第四十五条の規定は、新たに医療保険者となった者又は合併若しくは分割により成立した医療保険者の支払基金に対する届出について、同令第四十五条の二第二項において読み替えて準用する同令第四十四条第五項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における被用者保険等保険者の支払基金に対する第二号被保険者標準報酬総額の報告について準用する。この場合において、これらの規定（同令第四十五条の二第二項において読み替えて準用する同令第四十四条第五項の規定を除く。）中「前期高齢者納付金等（法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。）」又は「前期高齢者納付金等」とあるのは「納付金」と、「保険者」とあるのは「医療保険者」と、第二十二条中「第四十六条第一項」とあるのは「第百五十八条第一項」と読み替えるものとする。

（社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十五条　社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十一年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令	社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令
（経理原則）	（経理原則）
第一条　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百六十条第一項各号に掲げる業務（以下「介護保険関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。	**第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百六十条第一項各号に掲げる業務（以下「介護保険関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。
（勘定区分）	（勘定区分）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　機構は、介護保険特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。	2　支払基金は、介護保険特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（予算の添付書類）	（予算の添付書類）
第六条　機構は、法第百六十五条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第六条**　支払基金は、法第百六十五条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　機構は、法第百六十五条第一項後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。	2　支払基金は、法第百六十五条第一項後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。
（予備費）	（予備費）
第七条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。	**第七条**　支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。
2　機構は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。	2　支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。
3　機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。	3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。
（予算の流用）	（予算の流用）
第八条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。	**第八条**　支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。
2　機構は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。	2　支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。
3　機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。	3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第九条　機構は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　機構は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（事業計画及び資金計画）

第十条　（略）

2　（略）

3　機構は、法第百六十五条第一項後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十一条　機構は、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十二条　法第百六十六条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、機構の設立の根拠となる法律が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨、介護保険関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二・三　（略）

四　介護保険関係業務の一部の委託を受け、又は介護保険関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体（会社を除く。）であって、機構が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下この条及び第十五条において「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産（基本財産に相当するものを含む。第十五条において同じ。）を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び機構との関係

五　機構と関連一般社団法人等との関係の概要（当該関係を示す系統図を含む。）

六　機構が対処すべき課題（介護保険関係業務に係るものに限る。）

（附属明細書）

第十五条　法第百六十六条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ～ハ　（略）

二　機構が議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。）及び機構（機構が子会社を有する場合における当該他の会社も、機構の子会社とみなす。）及び機構（機構が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、機構が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して

（予算の繰越し）

第九条　支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとを繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（事業計画及び資金計画）

第十条　（略）

2　（略）

3　支払基金は、法第百六十五条第一項後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十一条　支払基金は、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十二条　法第百六十六条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨、介護保険関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二・三　（略）

四　介護保険関係業務の一部の委託を受け、又は介護保険関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体（会社を除く。）であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下この条及び第十五条において「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産（基本財産に相当するものを含む。第十五条において同じ。）を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

五　支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要（当該関係を示す系統図を含む。）

六　支払基金が対処すべき課題（介護保険関係業務に係るものに限る。）

（附属明細書）

第十五条　法第百六十六条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ～ハ　（略）

二　支払基金が議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。）及び支払基金（支払基金が子会社を有する場合における当該他の会社も、支払基金の子会社とみなす。）及び支払基金（支払基金が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、支払基金が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務

重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）の株式であって機構が保有するもの（介護保険特別会計において計上されるものに限る。）の明細（子会社及び関連会社の名称及び株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）

ホ　ニに掲げるもののほか、機構が行う出資に係る出資金（介護保険特別会計において計上されるものに限る。）の明細

ヘ・ト　（略）

二　（略）

（借入金の認可）

第十七条　機構は、介護保険関係業務に要する経費に充てるため、法第百六十八条第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第三項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（会計規程）

第十八条　機構は、介護保険関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3　機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第十六条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第七条の三十九　（略）	**第七条の三十九**　（略）
②　前項の場合において、都道府県は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対し、都道府県知事が当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構事務所に置かれた審査委員会、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会又は同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織の意見を聴いて決定した額に基づいて、その小児慢性特定疾病医療費を支払うものとする。	②　前項の場合において、都道府県は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対し、都道府県知事が当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会又は同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織の意見を聴いて決定した額に基づいて、その小児慢性特定疾病医療費を支払うものとする。
③・④　（略）	③・④　（略）
第十七条の八　法第二十一条の四の九の厚生労働省令で定める者は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会又は法第二十一条の四の九に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。	**第十七条の八**　法第二十一条の四の九の厚生労働省令で定める者は、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会又は法第二十一条の四の九に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。

（傍線部分は改正部分）

（予防接種法施行規則の一部改正）

第十七条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者等） **第十三条の十一**　法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四　（略） 五　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 六・七　（略） 2　（略）	（法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者等） **第十三条の十一**　法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四　（略） 五　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金 六・七　（略） 2　（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（流行初期医療確保関係事務費拠出金の額） **第十九条の九**　法第三十六条の十六に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、流行初期医療確保措置が実施された年度ごとにおける法第三十六条の二十五第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、事務費拠出対象保険者等（流行初期医療確保拠出金を拠出した保険者等をいう。以下この条において同じ。）ごとに第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た率（その率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。 一　当該年度における次に掲げる事務費拠出対象保険者等の区分に応じ算定した当該保険者等に係る加入者の見込数（次号において「加入者見込数」という。） イ　事務費拠出対象保険者等（ロに掲げる保険者等を除く。）(1)に掲げる数に(2)に掲げる率を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1)　当該年度の前々年度における当該保険者等に係る加入者の数（その数が当該保険者等に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者等の申請に基づき、あらかじめ基盤機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。） (2)　（略） ロ　事務費拠出対象保険者等（新設保険者等に限る。）当該年度における当該保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ基盤機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定した新設保険者等に係る加入者の見込数 二　（略）	（流行初期医療確保関係事務費拠出金の額） **第十九条の九**　法第三十六条の十六に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、流行初期医療確保措置が実施された年度ごとにおける法第三十六条の二十五第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、事務費拠出対象保険者等（流行初期医療確保拠出金を拠出した保険者等をいう。以下この条において同じ。）ごとに第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た率（その率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。 一　当該年度における次に掲げる事務費拠出対象保険者等の区分に応じ算定した当該保険者等に係る加入者の見込数（次号において「加入者見込数」という。） イ　事務費拠出対象保険者等（ロに掲げる保険者等を除く。）(1)に掲げる数に(2)に掲げる率を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1)　当該年度の前々年度における当該保険者等に係る加入者の数（その数が当該保険者等に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者等の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。） (2)　（略） ロ　事務費拠出対象保険者等（新設保険者等に限る。）当該年度における当該保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定した新設保険者等に係る加入者の見込数 二　（略）

（流行初期医療確保拠出金等に係る納付の猶予の申請）

第十九条の十　法第三十六条の二十一第一項の規定により流行初期医療確保拠出金等（法第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等をいう。以下同じ。）の一部の納付の猶予を受けようとする保険者等は、基盤機構に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（診療報酬の請求及び支払）

第二十二条　（略）

2　前項の場合において、都道府県は、当該感染症指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構事務所に設けられた審査委員会、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて、決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

（社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十九条　社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令（令和六年厚生労働省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令	社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令
（経理原則）	（経理原則）
第一条　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「基盤機構」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。	**第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。
（予算の添付書類）	（予算の添付書類）
第六条　基盤機構は、法第三十六条の二十九前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第六条**　支払基金は、法第三十六条の二十九前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　基盤機構は、法第三十六条の二十九後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。	2　支払基金は、法第三十六条の二十九後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。
（予備費）	（予備費）
第七条　基盤機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。	**第七条**　支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。
2　基盤機構は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。	2　支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。
3　基盤機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。	3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の流用）

第八条　基盤機構は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2　基盤機構は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3　基盤機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第九条　基盤機構は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　基盤機構は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　基盤機構は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（事業計画及び資金計画）

第十条　（略）

2　（略）

3　基盤機構は、法第二十六条の二十九後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十一条　基盤機構は、法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から当該感染症に係る流行初期医療確保措置関係業務が完了したと認められる月までの間、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十二条　法第三十六条の三十第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、基盤機構の設立の根拠となる法律が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨及び流行初期医療確保措置関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二・三　（略）

（予算の流用）

第八条　支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2　支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第九条　支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（事業計画及び資金計画）

第十条　（略）

2　（略）

3　支払基金は、法第二十六条の二十九後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十一条　支払基金は、法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から当該感染症に係る流行初期医療確保措置関係業務が完了したと認められる月までの間、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十二条　法第三十六条の三十第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨及び流行初期医療確保措置関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二・三　（略）

四　流行初期医療確保措置関係業務の一部の委託を受け、又は流行初期医療確保措置関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体（会社を除く。）であって、基盤機構が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（次号及び第十五条第二号において「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地及び基本財産（基本財産に相当するものを含む。第十五条第二号において同じ。）を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び基盤機構との関係

五　基盤機構と関連一般社団法人等との関係の概要（当該関係を示す系統図を含む。）

六　基盤機構が対処すべき課題（流行初期医療確保措置関係業務に係るものに限る。）

（附属明細書）

第十五条　法第三十六条の三十第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ～ハ　（略）

二　子会社（基盤機構が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社をいう。この場合において、基盤機構及び子会社又は子会社が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社は、基盤機構の子会社とみなす。以下この号において同じ。）及び基盤機構（基盤機構が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、基盤機構が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この号において「関連会社」という。）の株式であって基盤機構が保有するもの（流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。）の明細（子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）

ホ　ニに掲げるもののほか、基盤機構が行う出資に係る出資金（流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。）の明細

ヘ・ト　（略）

二　（略）

（借入金の認可）

第十七条　基盤機構は、流行初期医療確保措置関係業務に要する経費に充てるため、法第三十六条の三十二第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第三項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（会計規程）

第十八条　基盤機構は、流行初期医療確保措置関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　基盤機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3　基盤機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

四　流行初期医療確保措置関係業務の一部の委託を受け、又は流行初期医療確保措置関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体（会社を除く。）であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（次号及び第十五条第二号において「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地及び基本財産（基本財産に相当するものを含む。第十五条第二号において同じ。）を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

五　支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要（当該関係を示す系統図を含む。）

六　支払基金が対処すべき課題（流行初期医療確保措置関係業務に係るものに限る。）

（附属明細書）

第十五条　法第三十六条の三十第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ～ハ　（略）

二　子会社（支払基金が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社をいう。この場合において、支払基金及び子会社又は子会社が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社は、支払基金の子会社とみなす。以下この号において同じ。）及び支払基金（支払基金が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、支払基金が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この号において「関連会社」という。）の株式であって支払基金が保有するもの（流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。）の明細（子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）

ホ　ニに掲げるもののほか、支払基金が行う出資に係る出資金（流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。）の明細

ヘ・ト　（略）

二　（略）

（借入金の認可）

第十七条　支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に要する経費に充てるため、法第三十六条の三十二第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第三項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（会計規程）

第十八条　支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3　支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

（社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正）

第二十条　社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和六年厚生労働省令第七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令	社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十六第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十六第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　その他医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の流行初期医療確保措置関係業務（法第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務をいう。）に関し必要な事項	四　その他社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務（法第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務をいう。）に関し必要な事項

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十一条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求）	（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求）
第五条　法第三条の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金」という。）及び法第七条の訴訟手当金（以下「訴訟手当金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。	**第五条**　法第三条の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金」という。）及び法第七条の訴訟手当金（以下「訴訟手当金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出しなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の額等の通知）	（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の額等の通知）
第六条　機構は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金を支給するに当たっては、請求者に対し、その額を通知しなければならない。	**第六条**　支払基金は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金を支給するに当たっては、請求者に対し、その額を通知しなければならない。
２　機構は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金の振込みの手続をした場合には、請求者に対し、その旨を通知しなければならない。	２　支払基金は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金の振込みの手続をした場合には、請求者に対し、その旨を通知しなければならない。
（訴訟手当金の額）	（訴訟手当金の額）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
２　前項の規定にかかわらず、確定判決等の判決書等において前項の表の上欄に掲げる検査費用について同表の下欄に掲げる金額と異なる金額を特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に支払うこととされている場合は、機構は、当該確定判決等の判決書等の金額を支払うものとする。	２　前項の規定にかかわらず、確定判決等の判決書等において前項の表の上欄に掲げる検査費用について同表の下欄に掲げる金額と異なる金額を特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に支払うこととされている場合は、支払基金は、当該確定判決等の判決書等の金額を支払うものとする。
（追加給付金の請求）	（追加給付金の請求）
第十条　法第九条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条並びに附則第二条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。	**第十条**　法第九条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条並びに附則第二条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）

（追加給付金の額の通知）

第十一条　機構は、追加給付金を支給するに当たっては、請求者に対し、その額を通知しなければならない。

２　機構は、追加給付金の振込みの手続をした場合には、請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

（定期検査費及び定期検査手当の請求）

第十三条　法第十二条第一項の定期検査費（以下「定期検査費」という。）又は法第十五条第一項の定期検査手当（以下「定期検査手当」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項及び第四項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

４　機構は、法第十六条第二項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査に関し同項に規定する保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払ったとき（法第十七条第二項の規定により委託を受けた国民健康保険団体連合会が、当該費用を支払ったときを含む。）は、その支払があった日に、請求者から第一項に規定する定期検査手当の支給の請求がされたものとみなし、年を単位として定期検査二回までに限り、当該定期検査手当を請求者に支給することができる。

（母子感染防止医療費の請求）

第十五条　法第十三条第一項の母子感染防止医療費（以下「母子感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

（世帯内感染防止医療費の請求）

第十七条　法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費（以下「世帯内感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

（定期検査費等の支給）

第十八条　機構は、毎年、特定無症候性持続感染者に対し、定期検査費、定期検査手当、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費（次条において「定期検査費等」という。）を支給するものとする。

（定期検査費等の額の通知）

第十九条　機構は、定期検査費等を支給するに当たっては、定期検査費等の支給を請求した者に対し、その額を通知しなければならない。

２　機構は、定期検査費等の振込みの手続をした場合には、定期検査費等の支給を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

（追加給付金の額の通知）

第十一条　支払基金は、追加給付金を支給するに当たっては、請求者に対し、その額を通知しなければならない。

２　支払基金は、追加給付金の振込みの手続をした場合には、請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

（定期検査費及び定期検査手当の請求）

第十三条　法第十二条第一項の定期検査費（以下「定期検査費」という。）又は法第十五条第一項の定期検査手当（以下「定期検査手当」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項及び第四項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

４　支払基金は、法第十六条第二項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査に関し同項に規定する保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払ったとき（法第十七条第二項の規定により委託を受けた国民健康保険団体連合会が、当該費用を支払ったときを含む。）は、その支払があった日に、請求者から第一項に規定する定期検査手当の支給の請求がされたものとみなし、年を単位として定期検査二回までに限り、当該定期検査手当を請求者に支給することができる。

（母子感染防止医療費の請求）

第十五条　法第十三条第一項の母子感染防止医療費（以下「母子感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

（世帯内感染防止医療費の請求）

第十七条　法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費（以下「世帯内感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

（定期検査費等の支給）

第十八条　支払基金は、毎年、特定無症候性持続感染者に対し、定期検査費、定期検査手当、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費（次条において「定期検査費等」という。）を支給するものとする。

（定期検査費等の額の通知）

第十九条　支払基金は、定期検査費等を支給するに当たっては、定期検査費等の支給を請求した者に対し、その額を通知しなければならない。

２　支払基金は、定期検査費等の振込みの手続をした場合には、定期検査費等の支給を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

（受給者証の交付の請求）

第二十一条　受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者（第一号及び第二号において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（氏名等の変更）

第二十二条　特定無症候性持続感染者は、前条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類を機構に提出しなければならない。

２　（略）

３　機構は、特定無症候性持続感染者の氏名又は住所の変更の内容を記載した書類が提出されたときは、受給者証に氏名又は住所の変更に係る記載を行い、これを当該特定無症候性持続感染者に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第二十三条　特定無症候性持続感染者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、機構にその再交付を申請することができる。

２　特定無症候性持続感染者は、前項の申請をしようとするときには、次の各号に掲げる事項を記載した再交付申請書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

３　（略）

４　受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを機構に返還しなければならない。

（受給者証の返還）

第二十四条　特定無症候性持続感染者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その者又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、受給者証を機構に返還しなければならない。

一・二　（略）

（損害の塡補を受けた場合の届出）

第二十六条　法第十八条第一項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、国により損害の塡補がされた場合（法の施行前に、既に国により損害の塡補がされている場合を含む。）は、その受けた損害賠償その他の給付等の額及びその内容を記載した書類を機構に提出しなければならない。

様式第二号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同様式（裏）中「支払基金」を「機構」に改め、様式第四号（表）中「社会保険診療報酬支払基金理事長」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構理事長」に改め、同様式（裏）及び様式第五号（裏）中「支払基金」を「機構」に改める。

（受給者証の交付の請求）

第二十一条　受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者（第一号及び第二号において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（氏名等の変更）

第二十二条　特定無症候性持続感染者は、前条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類を支払基金に提出しなければならない。

２　（略）

３　支払基金は、特定無症候性持続感染者の氏名又は住所の変更の内容を記載した書類が提出されたときは、受給者証に氏名又は住所の変更に係る記載を行い、これを当該特定無症候性持続感染者に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第二十三条　特定無症候性持続感染者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、支払基金にその再交付を申請することができる。

２　特定無症候性持続感染者は、前項の申請をしようとするときには、次の各号に掲げる事項を記載した再交付申請書を支払基金に提出しなければならない。

一～三　（略）

３　（略）

４　受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを支払基金に返還しなければならない。

（受給者証の返還）

第二十四条　特定無症候性持続感染者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その者又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、受給者証を支払基金に返還しなければならない。

一・二　（略）

（損害の塡補を受けた場合の届出）

第二十六条　法第十八条第一項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、国により損害の塡補がされた場合（法の施行前に、既に国により損害の塡補がされている場合を含む。）は、その受けた損害賠償その他の給付等の額及びその内容を記載した書類を支払基金に提出しなければならない。

様式第二号及び様式第三号（表）中「社会保険診療報酬支払基金理事長」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構理事長」に改め、様式第三号（表）中「社会保険診療報酬支払基金理事長」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構理事長」に改め、同様式（裏）中「支払基金」を「機構」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正）

第二十二条　社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令 特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十七条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　その他医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（法第二十六条第二項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務をいう。）に関し必要な事項	社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令 特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十七条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　その他社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（法第二十六条第二項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務をいう。）に関し必要な事項

（社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二十三条　社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令 （経理原則） **第一条**　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号。以下「法」という。）第二十六条第二項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（以下「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。 （勘定区分） **第二条**　（略） ２　機構は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一・二　（略） （予算の添付書類） **第六条**　機構は、法第二十九条前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　機構は、法第二十九条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。	社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令 （経理原則） **第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号。以下「法」という。）第二十六条第二項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（以下「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。 （勘定区分） **第二条**　（略） ２　支払基金は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一・二　（略） （予算の添付書類） **第六条**　支払基金は、法第二十九条前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　支払基金は、法第二十九条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第七条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　機構は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3　機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の流用）

第八条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2　機構は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3　機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第九条　機構は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　機構は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（事業計画及び資金計画）

第十条　（略）

2　（略）

3　機構は、法第二十九条後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十一条　機構は、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十二条　法第三十条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、機構の設立の根拠となる法律が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨及び特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

（予備費）

第七条　支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の流用）

第八条　支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2　支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第九条　支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（事業計画及び資金計画）

第十条　（略）

2　（略）

3　支払基金は、法第二十九条後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十一条　支払基金は、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十二条　法第三十条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨及び特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二・三　（略）

四　機構が対処すべき課題（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係るものに限る。）

（短期借入金の認可）

第十七条　機構は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する経費に充てるため、法第三十二条第一項の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（会計規程）

第十八条　機構は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3　機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附　則

（長期借入金の認可）

第三条　機構は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する経費に充てるため、法附則第四条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（診療報酬の請求、支払等）	（診療報酬の請求、支払等）
第四十五条　（略）	**第四十五条**　（略）
2　前項の場合において、都道府県は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在地の都道府県の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構事務所に置かれた審査委員会、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織、高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。	2　前項の場合において、都道府県は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織、高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。
3　（略）	3　（略）

（法第二十七条の九の厚生労働省令で定める者）

第四十五条の九　法第二十七条の九の厚生労働省令で定める者は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会又は法第二十七条の九に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。

（社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部改正）

第二十五条　社会保険診療報酬支払基金法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法施行規則	社会保険診療報酬支払基金法施行規則
（契約の締結の届出）	（契約の締結の届出）
第一条　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号。以下「法」という。）第十八条第四項の規定により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）が、各保険者、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長と契約を締結したときは、遅滞なくその写を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。その契約を変更し、又は解除したときも同様とする。	**第一条**　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号。以下「法」という。）第十五条第四項の規定により、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が、各保険者、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長と契約を締結したときは、遅滞なくその写を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。その契約を変更し、又は解除したときも同様とする。
（個人の権利利益を害するおそれが大きい事態）	（新設）
第二条　法第二十七条の個人の権利利益を害するおそれが大きい事態として厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、機構は、当該事態を知った後、速やかに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。	
一　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第七条各号のいずれかに該当する事態	一　個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第一項各号に掲げる事項
二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第二条各号のいずれかに該当する事態	二　法第十八条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある場合にあっては、当該情報システムの名称 三　その他参考となる事項
一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第一項各号に掲げる事項	一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第一項各号に掲げる事項
二　法第十八条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある場合にあっては、当該情報システムの名称	二　法第十八条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある場合にあっては、当該情報システムの名称
三　その他参考となる事項	三　その他参考となる事項

（傍線部分は改正部分）

二	その他法第十八条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある事態

一	概要
二	機能が停止し、又は停止したおそれがある情報システムの名称
三	原因
四	公表の実施状況
五	その他参考となる事項

2　前項の規定による報告をする場合において、機構は、当該事態を知った日から二十日以内（個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第二項若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第二項の規定により六十日以内に報告をしなければならないものとされる事態又は前項の表第三項に規定する事態であって不正の目的をもって行われたおそれがある場合は、六十日以内）に、当該事態に関する前項の表の下欄に掲げる事項を報告しなければならない。

（中期計画の認可の申請）

第三条　機構は、法第二十九条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の二十日前までに、当該中期計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。　（新設）

2　機構は、法第二十九条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第四条　機構に係る法第二十九条第二項第二号の厚生労働省令で定める医療情報化推進業務の運営に必要な事項は、同項第一号及び第二号に掲げるもののほか、医療情報化推進業務の運営に必要な事項とする。　（新設）

（年度計画の記載事項等）

第五条　機構に係る法第三十条に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。　（新設）

2　機構は、法第三十条後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第六条　機構に係る法第三十一条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。　（新設）

一　事業年度における医療情報化推進業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	一　当該事業年度における医療情報化推進業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項（医療情報化推進業務に関する共通的な業務の実績については、二に掲げる事項を除く。）を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況

ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期計画の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値

ニ　当該事業年度の属する中期計画の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る人員に関する情報

二　当該業務が地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「総合確保法」という。）第十一条の二第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる医療情報化推進業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　総合確保法第十一条の二第二項第三号に掲げる事項として同条第一項に規定する医療情報化推進方針に定められた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

二　中期計画の期間の終了時に見込まれる中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書

一　中期計画の期間の終了時に見込まれる中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項（医療情報化推進業務に関する共通的な業務の実績については、二に掲げる事項を除く。）を明らかにしたものでなければならない。

イ　中期計画の実施状況

ロ　当該期間における業務運営の状況

ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る人員に関する情報

二　当該業務が総合確保法第十一条の二第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる医療情報化推進業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　総合確保法第十一条の二第二項第三号に掲げる事項として同条第一項に規定する医療情報化推進方針に定められた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	
二　中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	一　中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項（医療情報化推進業務に関する共通的な業務の実績については、二に掲げる事項を除く。）を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る人員に関する情報
	二　当該業務が総合確保法第十一条の二第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる医療情報化推進業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　総合確保法第十一条の二第二項第三号に掲げる事項として同条第一項に規定する医療情報化推進方針に定められた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　機構は、前項に規定する報告書を厚生労働大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（経理原則）

第七条　機構は、法第十八条に規定する業務に係る財務状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（経理原則）

第二条　基金は、法第十五条に規定する業務に係る財務状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定区分）

第八条　機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

２　機構は、医療情報化推進業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分するほか、計算の過程を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

３　機構は、医療情報化推進業務とその他の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

（収支予算）

第九条　法第三十三条第一項の収支予算（以下「収支予算」という。）は、法第十八条第一項から第三項までに掲げる業務の事務の執行に要する費用について作成し、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予備費）

第十条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

（予算の流用）

第十一条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、収支予算の実施上必要かつ適当であるときは、第九条の規定による区分にかかわらず相互流用することができる。

（予算の繰越し）

第十二条　機構は、収支予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

（事業計画等の認可の申請）

第十三条　法第三十三条第一項の事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（事業計画）

第十四条　法第三十三条第一項の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第十八条第一項から第三項までに規定する業務に関する事項

二　（略）

（事業状況報告書）

第十五条　法第三十四条第一項の事業状況報告書には、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第十八条第一項第三号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務　次に掲げる事項

イ　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較並びに沿革

ロ　役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

ハ　その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（前条の事業計画の実施の結果を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。）

ニ　機構が対処すべき課題（法第十八条第一項第三号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係るものに限る。）

（勘定区分）

第三条　基金の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

２　基金は、計算の過程を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

（新設）

（収支予算）

第四条　法第二十四条第一項の収支予算（以下「収支予算」という。）は、法第十五条第一項から第三項までに掲げる業務の事務の執行に要する費用について作成し、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予備費）

第五条　基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

（予算の流用）

第六条　基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、収支予算の実施上必要かつ適当であるときは、第四条の規定による区分にかかわらず相互流用することができる。

（予算の繰越し）

第七条　基金は、収支予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終らなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

（事業計画等の認可の申請）

第八条　法第二十四条第一項の事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（事業計画）

第九条　法第二十四条第一項の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第十五条第一項から第三項までに規定する業務に関する事項

二　（略）

（事業状況報告書）

第十条　法第二十五条第一項の事業状況報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、事務所の所在地、職員の定数及びその前事業年度末との比較

二　法第十八条に規定する業務（前号に掲げる業務を除く。）次に掲げる事項
イ　事業内容、事務所の所在地並びに職員の定数及びその前事業年度末との比較
ロ　契約の状況
ハ　管掌別診療報酬支払状況
ニ　管掌別診療報酬収入状況
ホ　管掌別事務費収入状況
ヘ　事業費収支状況
ト　前条の事業計画の実施の結果
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（収支決算書等）

第十六条　法第三十四条第一項の財産目録及び事業状況報告書には、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

2　（略）

（毎月の事業状況報告）

第十七条　機構は、第十五条第一号に掲げる業務については、毎月、収入及び支出についてはその金額を明らかにした報告書を、翌月末日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　機構は、第十五条第二号に掲げる業務については、毎月の事業状況につき、次に掲げる事項を記載した報告書を翌月末日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項）

第十八条　法第三十五条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者（法第一条に規定する診療担当者をいう。）又は医療機関（法第十八条第一項第十一号、第二項第二号から第五号まで及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。）の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）並びに同条第二項第二号の意見を述べる業務の内容とする。

（立入検査の身分証明書）

第十九条　法第三十八条第二項に規定する証票は、別記様式によるものとする。

（権限の委任）

第二十条　法第四十条第一項の規定により、法第二十一条第一項、第二十二条、第三十八条第一項及び第三十九条の規定による権限（定款の変更の命令を除く。）を地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

2　法第四十条第二項の規定により、前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

二　契約の状況
三　管掌別診療報酬支払状況
四　管掌別診療報酬収入状況
五　管掌別事務費収入状況
六　事業費収支状況
七　第九条の計画の実施の結果
（収支決算書等）

第十一条　法第二十五条第一項の財産目録及び事業状況報告書には、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

2　（略）

（毎月の事業状況報告）

第十二条　（新設）

基金は、毎月の事業状況につき、次に掲げる事項を記載した報告書を翌月末日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項）

第十三条　法第二十六条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者（法第一条に規定する診療担当者をいう。）又は医療機関（法第十五条第二項第四号、第二項第二号から第四号まで及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。）の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務の内容とする。

（立入検査の身分証明書）

第十四条　法第二十八条第二項に規定する証票は、別記様式によるものとする。

（権限の委任）

第十五条　法第三十条第一項の規定により、法第十八条第一項、第十九条、第二十八条第一項及び第二十九条の規定による権限（定款の変更の命令を除く。）を地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

2　法第三十条第二項の規定により、前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第十九条関係）

（表　　面）

	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構検査証 （法第二十八条関係） 写 真 官職又は職名 氏　　名 （　年　月　日生）

（表　　面）

第　　号 令和　　年　　月　　日交付 厚生労働大臣、地方厚生局長又は地方厚生支局長 印	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（抄） 第二十八条　厚生労働大臣は、機構若しくは受託者に対して、業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員にその業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。 2　略 第五十二条　第二十八条第一項の規定による報告（第十八条第一項第二号から第六号までに掲げる業務及び同項第七号に規定する業務（診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を除く。）並びにこれらに附帯する業務に関するものに限る。）を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした機構の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は受託者（当該受託者が法人である場合にあつては、その代表者。次条第一項において同じ。）若しくはその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。 第五十三条　第二十八条第一項の規定による報告（前条に規定する業務に関するものを除く。）を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした機構の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は受託者若しくはその代理人、使用人その他の従業者は、二十万円以下の過料に処する。 2　略

備考　この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第二十六条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　社会保険診療報酬請求書審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会（以下「特別審査委員会」という。）に関しては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号。以下「法」という。）に規定するものの外、この規程の定めるところによる。	**第一条**　社会保険診療報酬請求書審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会（以下「特別審査委員会」という。）に関しては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十二年法律第百二十九号。以下「法」という。）に規定するものの外、この規程の定めるところによる。
第五条　診療内容又は診療報酬請求の適否につき疑問を生じた場合において、当該診療担当者又は指定訪問看護事業者若しくは指定医療機関の出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提出を求める必要があるため法第二十一条の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長の承認を受けようとするときは、次の事項を具して申請しなければならない。	**第五条**　診療内容又は診療報酬請求の適否につき疑問を生じた場合において、当該診療担当者又は指定訪問看護事業者若しくは指定医療機関の出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提出を求める必要があるため法第十八条の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長の承認を受けようとするときは、次の事項を具して申請しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
第六条　法第二十二条の規定によって、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）において、診療担当者に対し診療報酬の支払を一時差し止める旨の決定をしたときは、機構は、遅滞なく、当該診療担当者及びその審査委員会の所在する区域を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に置かれた地方社会保険医療協議会に対して、その旨を通知しなければならない。	**第六条**　法第十九条の規定によって、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）において、診療担当者に対し診療報酬の支払を一時差し止める旨の決定をしたときは、基金は、遅滞なく、当該診療担当者及びその審査委員会の所在する区域を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に置かれた地方社会保険医療協議会に対して、その旨を通知しなければならない。

（生活保護法施行規則の一部改正）

第二十七条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（診療報酬の請求及び支払） **第十七条**　（略） 2　前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構事務所に設けられた審査委員会又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。 （被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析） **第十八条の十四**　法第五十五条の九第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保護の実施機関は、当該情報を、電子情報処理組織（保護の実施機関が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（次項及び第二十二条の五第一項第十号において「機構」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。 2　法第五十五条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、機構とする。	（診療報酬の請求及び支払） **第十七条**　（略） 2　前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。 （被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析） **第十八条の十四**　法第五十五条の九第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保護の実施機関は、当該情報を、電子情報処理組織（保護の実施機関が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金（次項及び第二十二条の五第一項第十号において「支払基金」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。 2　法第五十五条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、支払基金とする。

（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第二十二条の五　法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～九　（略）

十　機構

十一・十二　（略）

2　（略）

（保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十八条　保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則 （資料の提供） **第四条**　（略） 2　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、同法第十八条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。	**附則** （資料の提供） **第四条**　（略） 2　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

（保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十九条　保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第百四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則 （資料の提供） **第五条**　（略） 2　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は、指定訪問看護事業者において指定訪問看護を受けようとする者が電子資格確認によって指定訪問看護を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、同法第十八条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った指定訪問看護事業者の届出に係る指定訪問看護ステーションの名称、所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。	**附則** （資料の提供） **第五条**　（略） 2　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、指定訪問看護事業者において指定訪問看護を受けようとする者が電子資格確認によって指定訪問看護を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った指定訪問看護ステーションの名称、所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部改正）

第三十条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この省令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十一条に規定する生活保護に関する事務の処理に係るシステム（同条に規定する事務のうち医療扶助に係る被保護者情報及び医療券情報並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構から提供される診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）その他の関連データの取り込み、管理及びこれらの情報の相互の紐付け等に関する事務の処理に係るシステム（以下「レセプト管理システム」という。）を除き、以下「生活保護システム」という。）及びレセプト管理システムに必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。	（趣旨） **第一条**　この省令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十一条に規定する生活保護に関する事務の処理に係るシステム（同条に規定する事務のうち医療扶助に係る被保護者情報及び医療券情報並びに社会保険診療報酬支払基金から提供される診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）その他の関連データの取り込み、管理及びこれらの情報の相互の紐付け等に関する事務の処理に係るシステム（以下「レセプト管理システム」という。）を除き、以下「生活保護システム」という。）及びレセプト管理システムに必要とされる機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第三十一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（管理課の所掌事務） **第七百十条の三**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関すること。 八　（略） （管理課の所掌事務） **第七百四十五条の二**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関すること。 七　（略）	（管理課の所掌事務） **第七百十条の三**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関すること。 八　（略） （管理課の所掌事務） **第七百四十五条の二**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関すること。 七　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条　この省令の施行日を含む事業年度を最初の事業年度とする中期計画に係るこの省令による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法施行規則第三条第一項の規定の適用については、「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは、「法第九条第一項第二号の中期計画の作成に関する運営会議の議決を経た後遅滞なく」とする。

（他の省令の廃止）

第四条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和元年厚生労働省令第四十四号）

二　社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令（令和元年厚生労働省令第四十五号）

三　社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和三年厚生労働省令第百六十五号）

四　社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令（令和三年厚生労働省令第百六十八号）

五　社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和四年厚生労働省令第百七十六号）

六　社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和四年厚生労働省令第百七十七号）

七　社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和八年厚生労働省令第四十号）

八　社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和八年厚生労働省令第四十一号）

○厚生労働省告示第三百六十三号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（医療提供体制の確保に関する基本方針の改正）

第一条　医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。 都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。 第一～第十　（略） 第十一　その他医療提供体制の確保に関する重要事項 医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第百三号）等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。また、総合確保方針及び都道府県計画、介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画、感染症法第九条第一項に規定する基本指針、予防計画及び都道府県行動計画並びに医療介護総合確保法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針との整合性の確保を図らなければならない。 1～15　（略）	この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。 都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。 第一～第十　（略） 第十一　その他医療提供体制の確保に関する重要事項 医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第百三号）等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。また、総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画並びに感染症法第九条第一項に規定する基本指針、予防計画及び都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。 1～15　（略）

（医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示の改正）

第二条　医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和八年厚生労働省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち表改正前欄中第十一中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「並びに感染症法」を「、感染症法」に改め、「都道府県行動計画」の下に「並びに医療介護総合確保法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加え、同表改正後欄中第十三中「、介護保険法」を「、介護保険法」に、「並びに感染症法」を「、感染症法」に改め、「都道府県行動計画」の下に「並びに医療介護総合確保法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十二条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券の改正）

第三条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十二条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券（令和元年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十九条の三第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十二条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関の改正）

第四条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関（令和元年厚生労働省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十九条の三第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第　条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部改正）

第五条　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第　条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十三　（略） 十四　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの （健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）	一～十三　（略） 十四　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

第六条　健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十四　（略） 十五　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	一～十四　（略） 十五　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第七条　健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十五　（略）	一～十五　（略）
十六　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	十六　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第八条　健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	十四　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部改正）

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　特定健康診査に関する事項 イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる事項を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）に報告するために必要な事項 二　特定保健指導に関する事項 イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる事項を機構に報告するために必要な事項 三　特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する事項 イ～ハ　（略） ニ　イからハまでに掲げる事項を機構に報告するために必要な事項	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　特定健康診査に関する事項 イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる事項を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に報告するために必要な事項 二　特定保健指導に関する事項 イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項 三　特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する事項 イ～ハ　（略） ニ　イからハまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示の一部改正）

第十条　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（令和四年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （資料の提供） **第四条**　（略） 2　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、同法第十八条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。	附　則 （資料の提供） **第四条**　（略） 2　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の二第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

（医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部改正）

第十一条　医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和六年厚生労働省告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項 一　（略） 二　計画の内容に関する基本的事項 １～３　（略） ４　目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項 ３に掲げた取組を円滑に進めていくために、都道府県は、住民の健康の保持の推進に関しては保険者等及び健診・保健指導機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては医療機関及び介護サービス事業者等と、普段から情報交換を行い、相互に連携・協力を行えるような体制づくりに努める必要がある。 こうした情報交換の場としては、保険者協議会のほか、地域・職域連携推進協議会、医療審議会等の積極的な活用が期待されるが、会議の場だけではなく様々な機会を活用して積極的に連携・協力を図ることが重要である。 特に、都道府県においては、保険者等や医療関係者等による医療費適正化の取組と連携を深めることが必要である。このため、都道府県医療費適正化計画の作成に当たっては、第１の一の３⑴の関係者の意見を反映させる場への参画を保険者等に求めることに加えて、保険者協議会の構成員の一員として運営に参画するなど、連携を深めることが望ましい。また、保険者協議会その他の機会を活用して、必要に応じて、保険者等が行う保健事業の実施状況等を把握したり、保険者等が把握している加入者のニーズ等を聴取したりするなど、積極的に保険者等と連携することが望ましい。 法第９条第９項の規定により、都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者等、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができることとされている。例えば、後発医薬品の使用促進のために、使用割合が低い保険者等に対して、使用割合向上のための改善策を提出するよう求めることや、急性気道感染症及び急性下痢症に対する抗菌薬処方や神経障害性疼痛を除く腰痛症の患者に対するプレガバリンの処方の適正化のために、都道府県域内の医療関係団体に対して、医療機関に対する「抗微生物薬適正使用の	第１　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項 一　（略） 二　計画の内容に関する基本的事項 １～３　（略） ４　目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項 ３に掲げた取組を円滑に進めていくために、都道府県は、住民の健康の保持の推進に関しては保険者等及び健診・保健指導機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては医療機関及び介護サービス事業者等と、普段から情報交換を行い、相互に連携・協力を行えるような体制づくりに努める必要がある。 こうした情報交換の場としては、保険者協議会のほか、地域・職域連携推進協議会、医療審議会等の積極的な活用が期待されるが、会議の場だけではなく様々な機会を活用して積極的に連携・協力を図ることが重要である。 特に、都道府県においては、保険者等や医療関係者等による医療費適正化の取組と連携を深めることが必要である。このため、都道府県医療費適正化計画の作成に当たっては、第１の一の３⑴の関係者の意見を反映させる場への参画を保険者等に求めることに加えて、保険者協議会の構成員の一員として運営に参画するなど、連携を深めることが望ましい。また、保険者協議会その他の機会を活用して、必要に応じて、保険者等が行う保健事業の実施状況等を把握したり、保険者等が把握している加入者のニーズ等を聴取したりするなど、積極的に保険者等と連携することが望ましい。 法第９条第９項の規定により、都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者等、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができることとされている。例えば、後発医薬品の使用促進のために、使用割合が低い保険者等に対して、使用割合向上のための改善策を提出するよう求めることや、急性気道感染症及び急性下痢症に対する抗菌薬処方や神経障害性疼痛を除く腰痛症の患者に対するプレガバリンの処方の適正化のために、都道府県域内の医療関係団体に対して、医療機関に対する「抗微生物薬適正使用の

手引き　第四版」を基本とした抗菌薬適正使用や「腰痛診療ガイドライン2019（改訂第２版）」及び添付文書等の記載を踏まえたプレガバリンの適正な処方の周知の実施を求めることが考えられる。また、同条第10項の規定により、都道府県は、こうした協力要請を行う場合、保険者協議会を通じて協力を求めることができることとされている。医療費適正化の推進に向け、保険者協議会等を積極的に活用することが期待される。

また、全社法により、社会保険診療報酬支払基金（医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号）第29条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構をいう。）及び国民健康保険団体連合会の目的、業務等に係る規定に、医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等が明記されたことを踏まえ、都道府県や保険者協議会は、これらの機関との連携を図ることも期待される。

５～９　（略）

三　（略）

第２～第５　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十二条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和七年厚生労働省告示第百七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表		**別表**	
基準	点数	基準	点数
（略）	（略）	（略）	（略）
九　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。	（略）	九　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。	（略）
イ　毎月の特定健康診査の結果を記載した報告書を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に提出すること。		イ　毎月の特定健康診査の結果を記載した報告書を社会保険診療報酬支払基金に提出すること。	
ロ　事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（巨十歳未満の者に限る。）の提供を求めること。		ロ　事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（巨十歳未満の者に限る。）の提供を求めること。	
ハ　事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。十二の項において同じ。）に関する広報を実施すること。		ハ　事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。十二の項において同じ。）に関する広報を実施すること。	
（略）	（略）	（略）	（略）

（社会保険診療報酬支払基金が介護保険関係業務の一部を委託できる団体の一部改正）

第十三条　社会保険診療報酬支払基金が介護保険関係業務の一部を委託できる団体（平成十一年厚生省告示第百号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が介護保険関係業務の一部を委託できる団体	社会保険診療報酬支払基金が介護保険関係業務の一部を委託できる団体

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第十四条　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　都道府県等が行う医療に関する給付であって、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	十三　都道府県等が行う医療に関する給付であって、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正）

第十五条　社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付 一～十三　（略） 十四　都道府県等が行う医療に関する給付であって、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付 一～十三　（略） 十四　都道府県等が行う医療に関する給付であって、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部改正）

第十六条　社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第百七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十九条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十九条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。 一～三　（略）	社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。 一～三　（略）

附　則

１　この告示は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から適用する。

２　この告示の施行前に行われた第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準別表の九の項イに規定する報告書の提出は、第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準別表の九の項イに規定する報告書の提出とみなす。

３　次に掲げる告示は廃止する。

一　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券（令和二年厚生労働省告示第三百六十一号）

一　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関（令和二年厚生労働省告示第三百六十二号）

別添4

医政発0930第１号
健生発0930第１号
感発０９３０第７号
医薬発0930第１号
社援発0930第１号
障発０９３０第１号
老発０９３０第１号
保発０９３０第３号
政情発0930第１号
こ成母第９０１号

令和８年９月30日

都道府県知事
各市区町村長殿
地方厚生（支）局長

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
厚生労働省医薬局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
こども家庭庁成育局長
（公印省略）

「医療情報化推進方針」の公布について（通知）

医療情報化推進方針（令和８年厚生労働省告示第370号）について、別添のとおり本日公布し、令和８年10月１日より施行することとしております。

制定の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、十分御了知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

第１　制定の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第11条の２第１項の規定に基づき、地域

における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用の推進並びにその基盤の整備及び運営（以下「医療情報化推進」という。）に関する方針を定める。

第２　告示の概要

本方針の対象期間は令和８年10月１日から令和12年３月31日までの３年半とする。なお、主な事項は以下のとおりである。

第１　医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

第２　医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

第３　医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）第29条第１項に規定する中期計画の基本となるべき事項

第４　医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

第５　その他医療情報化推進に関し必要な事項

第３　根拠条項

法第11条の２第１項

第４　適用期日

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（令和８年10月１日）

○厚生労働省告示第三百七十号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項の規定に基づき、医療情報化推進方針を次のように定め、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三十日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

医療情報化推進方針

目次

第１　医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

第２　医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

第３　医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第29条第１項に規定する中期計画の基本となるべき事項

第４　医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

第５　その他医療情報化推進に関し必要な事項

第１　医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

１　医療情報化推進の意義

⑴　医療情報化推進の政策的意義

「点で進んできたＤＸを、国がハブとなって線につなぎ、やがて面へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるＤＸ」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の５点を実現する。

①　医療等の現場におけるＤＸによる生産性向上やセキュリティ対策の徹底による「医療等サービスの安定的な提供」

②　全国的な医療等情報の共有体制の整備による「医療等サービスの質の向上と患者の利便性向上」

③　医療等情報の共有等による効率的なサービス提供とモダンな技術を活用したシステムへの刷新、データの分析などの医療費の適正化に資する取組等による「制度の持続可能性の確保と国民負担の軽減」

④　ＰＨＲ（Personal Health Record）の一元的な把握を可能とすることによる「個人の健康増進への寄与」

⑤　安全保障や危機管理の観点から自然災害や感染症危機に対応する「サービス提供体制の強靭化」

⑵　医療情報化推進によって目指す社会像

前記⑴の①から⑤までを実現することにより、「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

２　医療情報化推進の基本的な方向

⑴　ＤＸサービス利用のための基盤整備としてクラウドへの移行

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるＤＸ」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。

クラウドへの移行は、単なるインフラ更新ではなく、民間の主体的で多様な取組を生かしながら、データとサービスを横断的につなげ、日本全体で持続的に進化するＤＸを実現するための基盤づくりであるという認識に立ち、クラウドへの移行により以下の３点の実現を図る。

①　業務効率化・生産性向上

医療機関の情報システムのクラウド化により、AI-Readyなデータ環境を構築し、医療機関内で普及してきているＡＩを活用した業務効率化ツール等の導入を容易にすることにより、業務効率化や生産性向上を実現する。

②　セキュリティ対策

医療機関の情報システムをクラウド化することで、サーバ等の管理強化やサイバー攻撃に対する監視を効率的に実施することにより、サイバーセキュリティ対策を強化する。

③　データの共有

クラウド技術を活用した医療等情報のデータ連携基盤の構築により、他の医療機関等との情報共有の円滑化や、ＰＨＲの個人への還元を進めるとともに、創薬や医療デジタルサービスの開発等のためのデータの二次利用を促進する。

⑵　移行期間中における当面の取組

現状の医療機関の情報システムは、オンプレミス型が多く、また、データ・インターフェイスが標準化されておらず、これに伴う現地導入作業の煩雑さが普及のハードルとなっている。そのため、クラウド上の医療ＤＸサービスを全国に普及させていくに当たり、医療機関の情報システムについて、システム更新時に、医療ＤＸサービスと接続しやすいクラウドネイティブ型への刷新を促進していく。

全国の医療機関においてクラウドネイティブ型への刷新が完了するには、一定の期間を要することから、国が開発する標準型電子カルテ（導入版）や個別領域の閲覧入力サイト（予防接種サイト等）の活用等により、早期に医療ＤＸのメリットをできるだけ発現させる。

サイバーセキュリティ対策についても、当面の対策として、地域の拠点となる病院を対象に重点的に実施する。

⑶　全国医療等情報プラットフォームの構築

国全体で共有化・活用すべき医療等情報を連携する基盤として、全国医療等情報プラットフォームを構築し、医療機関・薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体等関係機関と連携するとともに、国民がそれらの情報をマイナポータル等で閲覧・活用できるようにする。この取組によって、ＤＸのメリットを具現化するものであるが、その検討・構築に当たっては、⑴及び⑵の医療機関の情報システムの基盤整備の取組と連動させて実施していくものとする。

全国医療等情報プラットフォームでの取組については、以下の点に留意して推進していく。

①　ＤＸサービスは複数あるが、これらを利用する主体は同一の医療機関等であり、複数のシステム改修やそれに伴う事務手続等を効率的・計画的に行えるよう、国のＤＸ担当部局間の連携を強化

②　標準仕様に準拠した電子カルテの認証制度を活用し、ベンダーに対して医療ＤＸ対応の早期のアプリケーション改修を要請

③　要件定義段階から、普及後に生じるメリットに見合う開発・運営コストに抑えられるかを十分に考慮して、導入の是非について検討

④　全国普及の進捗状況やＤＸ効果について、ダッシュボードにより進捗状況を見える化し、普及施策に資するとともに、国民の理解を醸成

⑷　本方針の対象期間及び目標

本方針の対象期間は2026年10月１日から2030年３月31日までの３年半とする。

2028年度までに、電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く。）について電子カルテ普及率100％を目指す。また、2030年末までに、以下を達成することを目指す。

①　必要な患者の医療情報の共有が可能な電子カルテの普及率約100％の達成

②　地域の拠点となる病院全てに対してセキュリティ点検、外部接続点の適正化等のサイバーセキュリティ対策を実施

③　大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）が提供される環境を整備

第２　医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

１　医療ＤＸサービス利用のための基盤整備

⑴　クラウドネイティブ型電子カルテの普及

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号。以下「令和７年医療法等一部改正法」という。）においては、「政府は、令和十二年十二月三十一日までに、電子カルテの普及率（電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう。）が約百パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。」と定められている。

この方針を踏まえ、電子処方箋管理サービスや電子カルテ情報共有サービス等の政府ＤＸサービスに接続すること等を要件とする標準仕様に即したクラウドネイティブ型電子カルテの認証制度を2026年度中に構築し、認証された電子カルテ製品の普及を促進する。また、並行して、標準型電子カルテ（導入版）について、2026年度中の完成を目指して開発を進めるとともに、医療機関による導入を促進し、政府ＤＸサービスへの円滑な接続を促していく。

歯科電子カルテについても、標準仕様の内容を今年度から検討し、2027年度中の策定を目指すとともに、認証制度の構築を進める。その後、歯科の標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテの普及を目指す。

⑵　大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の開発・普及支援

次世代病院情報システムへの刷新を見据え、大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の一体的・集中的な開発の支援や普及の支援を行う。また、前提として、電子カルテ・部門システムにおける標準コード・マスタ及び交換規約の整備（恒久的な管理体制の整備を含む。）並びにクラウド間連携を進めることにより、システム全体の効率性及び相互運用性の向上を図っていく。

また、⑴及びこれらの取組を講じつつ、クラウドネイティブ型製品が普及するまでの経過的な対応として、政府ＤＸサービスに対応する電子カルテ（オンプレミス型等）の普及に向けた取組を進める。具体的には、政府ＤＸサービスへの接続機能及びサイバーセキュリティ対策を標準として備え、ノンカスタマイズを前提とする「パッケージ版・電子カルテ製品」の普及等を推進する。

⑶　サイバーセキュリティ対策の強化

クラウド技術等の活用を通じたサイバーセキュリティの強化を行う。

システム刷新を図る間の当面の対策として、2030年度までに、地域の拠点となる病院を中心に、ネットワークの外部接続点の監視等による適正化の推進、多要素認証やシステム管理ツールの導入、人材の育成と有効活用を図る。

特に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和８年法律第38号）による改正後の経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）に基づき、施行時に各地方（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）につき少なくとも１病院を指定することを検討している基幹インフラ制度の対象となる病院については、指定後１年以内にセキュリティ対策状況の点検、ＢＣＰ対策を含む緊急的な対応及び致命的な脆弱性がないことの確認・対応を完了する。その他の特定機能病院についても、2028年度までに、セキュリティ対策状況の点検及びＢＣＰ対策を含む緊急的な対応を完了する。これらの病院について、2030年度までに外部接続点の適正化を実施する。

２　全国医療等情報プラットフォーム

⑴　医療情報基盤

①　マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進

医療機関等の受診に関してマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行した中で、医療ＤＸの基盤となるマイナ保険証の円滑な利用に向けた取組や、患者の利便性の向上に向けた取組を行っていく。

具体的には、オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局のほぼ全てでスマートフォンでの利用が可能となり、高齢者や障害者などにとっても更にマイナ保険証が利用しやすくなるよう、利便性が向上した第２世代の顔認証付きカードリーダーの導入を推進するほか、診察券やこども医療費等の医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化など、患者の年齢や属性によらずマイナ保険証を利用しやすい環境の整備に向けた取組を進めていく。その上で、医療ＤＸの更なる推進の観点から、医療機関等のコストや事務効率も踏まえ、医療機関等・患者双方にとってより負担の少ないマイナ保険証及びオンライン資格確認の利用環境の実現に向けて取り組んでいく。

②　レセプト情報・特定健診情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

医療機関等では、マイナ保険証を利用した本人確認及び閲覧同意により、医療機関等においてオンライン資格確認等システムを通じてレセプト情報に基づく診療情報等を確認できる仕組みが整備されている（特定健診情報は2021年１月、薬剤情報は2021年10月、診療情報は2022年６月、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤情報は2023年１月、手術情報は2023年５月から閲覧可能。）。既存の電子カルテ等では多くの製品で当該仕組みが実装可能な状態となっているが、いまだ情報を利活用できていない医療機関も存在する。当該仕組みの有用性を拡充するために、情報連携項目の追加、医療情報のサマリー表示機能の追加等の機能拡充等に取り組む。

③　診療報酬改定ＤＸの推進

医科・ＤＰＣ向け共通算定モジュールについては、会計の都度、診療報酬点数及び患者負担金について計算した結果を蓄積し、その結果を活用して、月々のレセプトの作成・請求事務を支援する「請求支援機能」を2028年度から運用開始するために必要な開発を進めるとともに、共通算定モジュールと連携したレセプトコンピュータの運用状況の把握や、利用による効果の検証を継続的に行う。あわせて、2028年度に運用開始を目指している労災版共通算定モジュールとの連携を開始して医療機関等の負担軽減を図りつつ、これらを契機に共通算定モジュールの普及を促進する。

また、標準仕様に準拠した電子カルテの普及と連携して、共通算定モジュールとの接続等を要件とする標準仕様に準拠したクラウド型レセプトコンピュータの導入・移行を促進する。

さらに、データ互換性の向上に資するデータ規格の標準化等の取組を推進する。

これらの施策の推進に当たっては、医療機関等における総合的な負担軽減に資する観点から、業務効率化等の取組とも連携しつつ進める。

これらの取組を一体的に進めつつ、地方自治体が実施する医療費等助成事業の受給資格情報を活用して患者負担金を正確に計算できるよう、共通算定モジュールとＰＭＨ（Public Medical Hub）との連携を図り、こうした基盤の活用等を通じて自治体の取組を支援しつつ、当該事業の都道府県を跨いだ現物給付化等を推進する。

④　電子処方箋の普及と利活用等の推進

電子処方箋については、保険制度下における処方箋について、概ね全ての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、電子カルテ・電子カルテ情報共有サービスと一体的な導入を進め、患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する全ての医療機関への導入を進める。あわせて、医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を構築するとともに、国民に安全な医療を提供できるよう、医療現場における電子処方箋システムの重複投薬等チェックを用いた処方・調剤の実施の運用を基本とする。その上で、電子処方箋の利活用促進を図るため、国民及び医療従事者向けにメリットや臨床活用事例等について周知広報を行い、国民理解を醸成する。さらに、国民及び医療従事者の利便性向上、医療現場の業務効率化等ＵＸ向上に資するよう、電子処方箋の不断の運用の改善を行う。また、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局における利活用状況や効果等の調査・分析を行う。

⑤　電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張

令和７年医療法等一部改正法により、医療機関は、患者の同意によらず、電子診療録等情報を電子カルテ情報共有サービスを介して他の医療機関、薬局、保険者及び患者との間で共有することが可能となった。

電子カルテ情報共有サービスについては、2026年度冬をめどに、臨床現場等で支障なく運用が可能な文書・情報から、全国で運用を開始することとしている。そのため、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「ＤＸ審査支払機構」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、モデル事業で検知した課題や有識者の意見等を踏まえて、課題解決を行いつつ現場運用に沿ったシステムの開発を行うとともに、電子処方箋との一体的な導入を進める。また、「医療ＤＸの推進に関する工程表」（2023年６月医療ＤＸ推進本部決定）を基本に、医療機関等の間における情報連携の動向を踏まえた上で、栄養管理に必要な情報など、共有する情報の拡大を進める。拡大する情報について具体的には、

・　介護・看護情報については、2026年度から介護事業所向けの診療情報提供書の開発及び実装を進め、2027年度以降に訪問看護指示書・計画書・報告書等について開発及び実装することを目指す。
・　歯科情報については、2026年度に電子カルテ等で作成された診療情報提供書等、歯科医療機関から電子的に共有する医療情報の内容について決定し、2029年度をめどに実装することを目指し検討を進める。
・　医療機関及び薬局の間で共有されるトレーシングレポート等について、電子カルテ情報共有サービスの基盤等を活用した仕組みで情報共有することを念頭に、電子カルテ情報共有サービスの普及も見据えた上で、2030年をめどに仕組みを実装することを目指し検討を進める。
・　2026年度にアドバンス・ケア・プランニング（ＡＣＰ）の記録として共有すべき項目について検討を行い、結論を得た上で、全国医療等情報プラットフォームでの情報共有を進めていく。
・　その他、共有することにより、医療の質の向上等につながる情報について、メリットやコスト等を勘案し必要な検討を進める。

⑥　救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

オンライン資格確認等システムでは、マイナ保険証を用いた本人確認及び本人の同意取得により、医療機関等で患者のレセプト情報に基づく診療情報等を閲覧できる医療情報閲覧機能があるが、患者の生命、身体の保護のために必要な場合においては、患者の同意取得が困難な場合においても、病院に限り医療情報が閲覧できる救急時医療情報閲覧の仕組みがある。2024年12月に運用を開始した当該機能が救急現場における利便性向上に資するよう、電子カルテ情報共有サービス開始に伴う傷病名等の臨床情報や電子処方箋管理サービスから得られる院内処方情報等の情報連携項目の追加、その他さらなる利便性向上、機能拡充等に取り組む。

⑦　救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築

これまで救急隊と医療機関間の救急患者の搬送調整においては、搬送先医療機関が決定するまで救急隊員が電話を繰り返し、その都度傷病者情報を説明する必要があり、現場滞在時間が延伸する一因となっていることが指摘されてきた。その対策として、プラットフォームを介することにより、救急隊と複数の医療機関が視覚的情報を含む傷病者情報を同時に共有し、搬送調整のための時間の短縮を図ることを可能とするため、2024年度には静岡県（静岡市及び湖西市）において令和５年度補正予算「救急医療情報連携プラットフォームモデル事業」を実施し、2025年度には新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型ＴＹＰＥＳ）を活用し「災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携」として、広島県において救急医療情報連携プラットフォームを試験的に構築し運用している。

2026年度には、マイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組）との情報連携も踏まえた、システム仕様書と要件定義書を作成し、2027年度には、全国展開に向けたシステム構築を行い、プレ運用を実施し、2028年度以降の全国展開を目指す。

⑧　次の感染症危機に備えた対応等

次の感染症危機に備え、医療機関における感染症の発生届等に係る入力業務の負担軽減を図るため、一部の感染症について、発生届をＤＸ審査支払機構又は連合会を経由する方法により届け出ることができる仕組みについて2027年度までに検討し、2028年度中に方針を決定する。

このほか、次の感染症危機への対応も見据え、患者の検査や検体に関する情報の収集や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による発生届を起点とする各種手続（入院勧告の書面通知等）等のデジタル化・簡素化を含む、今後の感染症対応に関する施策のデジタル化のあり方について、検討を進める。

また、次の感染症危機に備えた体制整備や収集した臨床情報及び検体の医薬品開発等への利活用を促進するため、2028年度中に各医療機関からの臨床情報を収集する中央データセンターの構築・電子カルテシステムとの連携に関する検討、対象感染症の拡大に向け検討を進める。

⑨　診断書等提出の電子化

国や自治体が実施する事業等に関する手続を行う際に、国や自治体等に提出する多様な診断書等について、医療機関から電磁的方法により発行し、かつ提出先まで電磁的方法により送達するための基礎となる汎用性の高い仕組みの構築について必要な検討等を行い、2030年度以降の運用開始を目指す。

⑩　ＨＰＫＩ等の暗号移行対応等

ＨＰＫＩ（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）及びオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局で使用される電子証明書に関し、現在使用している暗号化方式が、暗号技術検討会及び関連委員会（ＣＲＹＰＴＲＥＣ）の暗号強度要件に関する設定基準において定められたセキュリティ基準に2030年をもって適合しなくなるため、ＣＲＹＰＴＲＥＣのセキュリティ基準に適合する暗号化方式へ移行し、ＨＰＫＩ及び共通認証局の継続的な安定稼働に向けた対応を行う。その際、ＨＰＫＩについては、カード取得やリモート署名サービス利用に伴う費用が医療従事者や医療機関等の負担となり、普及への課題となっていることを踏まえ、移行に伴い過度な負担が生じないように配慮する。また、医療ＤＸの電子署名基盤となる医療等分野における電子署名基盤のあり方について、引き続き、検討を行う。

⑪　医薬品コードの整備

医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境の構築に当たっては、システムベンダーや医療機関・薬局のシステム担当者の負担を軽減するため、医薬品コードの整備等を進めるとともに、コードの早期付番を行う。さらに、2028年度をめどに医療用医薬品の流通分野のキーコード（ＧＳ１コード）とＹＪコードを含む公的なデータベースを公開し、維持管理する。

⑵　介護情報基盤

①　介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

利用者本人、自治体、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤の整備を進める。具体的には、2026年度から、介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応が完了した自治体から、順次、介護情報基盤の利用を開始し、2028年度をめどに全ての自治体で利用が開始されることを目指す。あわせて、医療情報基盤との情報連携など、介護情報基盤の機能の拡充に向けた検討を行う。

⑶　行政・自治体情報基盤

①　ＰＭＨ分野横断共通機能の運用

自治体や医療機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みであるＰＭＨの分野横断共通機能について、当該機能を利用する医療費助成のオンライン資格確認、予防接種事務のデジタル化、母子保健ＤＸ、自治体検診事務のデジタル化、介護情報基盤の整備等の取組を着実に実施できるよう、2027年度から、デジタル庁からＤＸ審査支払機構に適切にシステム移管し、ＤＸ審査支払機構において安定的な実施体制の下、管理・運用等を行う。

②　医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進

医療費助成のオンライン資格確認については、参加自治体を順次拡大し、2026年度中の全国規模での導入を目指すとともに、安定的な実施体制の下、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施できるよう、2027年度から、デジタル庁からＤＸ審査支払機構に適切にシステムを移管する。

また、2027年度以降も未導入の自治体や制度については、導入に向けた課題を整理しつつ、早期の導入を進めるとともに、医療機関等でのシステム改修を進め、全国どこでも、マイナンバーカード１枚で医療機関等を受診等できる環境整備を進める。

③　予防接種事務のデジタル化

予防接種に係る事務については、2026年６月から、デジタル化の基盤となる予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用を開始し、現在紙で行っている予診票の記入、勧奨通知・接種記録の送付等の各種事務をデジタル化し、自治体、医療機関及び住民の間で予防接種に関する情報を安全に交換できる仕組みを構築したところである。

安全なネットワーク環境において予防接種に関する情報を引き続き共有できるよう必要な検討を行いながら、2028年度をめどに進む自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国的な運用を開始する。

④　母子保健ＤＸの推進

母子保健ＤＸについては、2023年度より希望する自治体において、乳幼児健診等について、ＰＭＨを活用した実証事業を開始している。また、電子版母子健康手帳については2025年度にガイドラインを作成した。乳幼児健診等について、2026年度末から、特に集団健診を中心に、全国の自治体への展開を開始する。医療機関での妊婦健診については、医療機関への普及を推進するため、標準仕様に準拠した電子カルテ等との連携仕様を検討する。また、里帰り出産時において、償還払い等の煩雑な事務手続なく、自治体を越えて利用を可能とする集合契約・請求支払システムについて、2026年度にシステム要件定義を行い、2027年度以降に開発・運用等を進める。

⑤　自治体検診情報を共有する仕組みの構築

自治体検診情報の自治体と医療機関等との共有について、健康増進法（平成14年法律第103号）を改正し、自治体検診事務のデジタル化を進めている。2025年度より順次、希望する自治体において、がん検診（職域等がん検診情報の把握を含む。）、骨粗鬆症検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診について実証事業を実施している。これらの取組状況を踏まえ、システム改修を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、2029年度以降に全国展開を目指す。

⑥　生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進

生活保護制度の医療扶助について、医療機関・薬局及び福祉事務所の業務効率化、安全で質の高い医療の提供、医薬品の適正使用や適正受診等の推進に向け、給付手続のオンライン化を原則的な取扱いとするため、オンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書のオンライン化に向けた検討、各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けた運用・システムの改善を進める。

⑦　指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化

難病患者等の負担を軽減する観点から、難病・小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定申請手続において、自己情報取得ＡＰＩ等を活用したオンライン化について、2025年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、2026年度以降具体的な開発検討・実証を行い、全国規模での導入を目指す。

⑧　自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化

自立支援医療の支給認定申請等に係る手続のオンライン化については、「令和７年の地方からの提案等に関する対応方針」（2025年12月23日閣議決定）において、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、2026年中に結論を得ることとなっており、その結果も踏まえて、医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることを検討する。

⑨　難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化

難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化については、2026年に一部の自治体でＰＭＨによる実証事業を行い、その実証結果を踏まえて実現方式を検討し、全国的な導入に向けた準備を進める。

⑷　マイナポータル及びマイナポータルＡＰＩを活用した国民への医療等情報の還元

医療等情報を国民に還元し、個人の健康増進や国民の理解醸成を促進する観点から、引き続きマイナポータルを通じた情報提供の充実及び取得可能な情報を活用した事務手続の効率化を図る。

あわせて、全国医療等情報プラットフォームで利用可能となる情報の拡大を踏まえつつ、マイナポータルＡＰＩの活用による民間の健康管理アプリ等のサービスとの連携についても、引き続き積極的に拡充を進める。その際、医療等情報は特に機密性の高い個人情報であることを踏まえ、セキュリティ対策及び個人情報保護の徹底を前提としつつ、民間サービスの創意工夫を活かした健康増進の促進や国民の利便性向上の観点から、利用目的や活用範囲の拡大に向けて検討を進める。

３　医療等情報の二次利用

⑴　公的ＤＢにおける仮名化情報の利用・提供

厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的ＤＢ」という。）について、引き続き適切な運用を行うとともに、令和７年医療法等一部改正法に基づき、2028年12月までに関係規定（一部のデータベースに関する規定を除く。）を施行することにより、仮名化情報の利用・提供を可能とし、他のデータベースの仮名化情報や医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）第２条第４項に規定する仮名加工医療情報との連結解析等を可能とする。また、その際、個人情報の保護を適切に図るため、クラウドの情報連携基盤上で解析等を行い、データ自体を相手に提供しないことを基本とする等の管理・運用を行うこととする。

⑵　電子カルテ情報データベースの構築及び運用

電子カルテ情報共有サービスで共有される臨床情報を匿名化又は仮名化して提供する電子カルテ情報データベースについて、2028年度からの運用開始に向けて開発に取り組み、運用開始後は、行政機関、研究者や企業等による利用の促進を図る。

⑶　自治体検診情報の二次利用

自治体検診情報の二次利用のためのデータベースの構築や他の情報との連結解析を可能とすることを目指す。

⑷　公的ＤＢ等の情報連携基盤の構築及び利用促進

公的ＤＢ及び次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベース（以下「公的ＤＢ等」という。）に関し、行政機関、研究者や企業等がリモートアクセスし、一元的かつ安全に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤について、2028年度からの運用開始に向けて開発に取り組む。

また、それに併せて、利用申請の受付や申請に対する審査等を一元的に行う体制を整備することにより、公的ＤＢ等の利用の促進を図る。

⑸　次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進

公的ＤＢとともに、次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用を推進し、次世代医療基盤法の認定作成事業者、学会、医療機関、企業等が連携した効率的・効果的な医薬品・医療機器・ＡＩ開発等の環境整備に取り組む。

⑹　医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討

医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年６月13日閣議決定）等に基づき、内閣府の「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」において検討を行い、法改正を要する場合には2027年通常国会への法案提出を目指す。

⑺　保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供

公的ＤＢ間の連結精度向上のため、オンライン資格確認等システムを基盤として、被保険者番号の履歴情報を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供するための仕組み（履歴照会・回答システム）の安定的な運用を行う。

⑻　保険者による保健事業の推進支援

保険者による予防・健康づくりやデータヘルス計画の推進を支援するため、レセプト・健診情報等を活用した分析結果の提供や、保険者等の保健事業の実施・評価を支援する情報基盤の安定的な運用を行う。

第３　医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第29条第１項に規定する中期計画の基本となるべき事項

ＤＸ審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。その際、システムの開発・運用においては、関係機関と連携し、国民、医療機関・薬局、保険者等のシステムユーザーの満足度の向上、システムの導入・利用の拡大、開発・運用コストの効率化、開発期間の遵守・安定稼働等を目指していく。

１　中期計画の期間

中期計画の期間は2026年10月１日から2030年３月31日までとする。

2　中期計画の期間において特に取り組むべき事項

⑴　医療ＤＸサービス利用のための基盤整備

①　電子カルテの普及及び医療情報システムとの相互運用性の向上

電子カルテ等の普及を推進するとともに、医療ＤＸの推進及び医療情報の円滑な利活用を実現する観点から、医療情報システム等の相互運用性の向上に向け、クラウド環境を活用したシステム間連携の開発に取り組む。

⑵　全国医療等情報プラットフォーム

①　マイナ保険証の利用環境の整備

医療機関等において安定的にマイナ保険証を通じたオンライン資格確認が行われるよう、必要なシステム改修等を適切に実施するとともに、安定稼働のための必要な措置について検討する。また、マイナ保険証を基盤とした医療ＤＸの推進のため、医療機関等に対してマイナ保険証の利用環境の整備等について必要な支援等を実施するほか、オンライン資格確認等システムについて医療現場で適切に運用がなされるよう、照会等への対応を行う。さらに、医療機関等の直近の状況を踏まえた施策の検討に資するよう、医療機関等におけるマイナ保険証に関する情報の円滑な利活用を可能にするためのデータ基盤の構築に向けて取り組む。

②　レセプト情報・特定健診情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

国及び関係者と連携し、患者の医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化に係る業務を行う。

③　共通算定モジュール及び地単公費マスターの運用管理等

診療報酬改定ＤＸの推進に当たっては、医科・ＤＰＣ向け共通算定モジュールの安定的かつ確実な運用管理を担い、今後の診療報酬改定や制度改正の内容を迅速かつ正確に反映できる体制を維持する。

あわせて、追加実装を予定している請求支援機能の開発、労災版共通算定モジュールとの連携に向けた調整等を適切に実施する。

さらに、地方自治体が実施する医療費等助成事業の都道府県を跨ぐ現物給付化の円滑な実施及び更なる普及に資するよう、共通算定モジュールにて正確な計算を行うための、地単公費マスターの整備及び運用管理を適切に行う。

④　医療現場における電子処方箋等の利活用の推進

医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を構築し、国民及び医療従事者の利便性向上、医療現場の業務効率化等ＵＸ向上に資するよう、必要に応じて、電子処方箋管理サービスの改修を行うとともに、電子処方箋システムについて医療現場で適切に運用がなされるよう、医療情報化支援基金の交付や照会等の対応を滞りなく実施する。また、薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった電子処方箋を保管する事業について、薬局における利活用の推進を図る。

⑤　電子処方箋管理サービスによる効果分析

電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局における重複投薬等チェック実行件数・内容の結果、処方・調剤数の変化、薬剤の変更内容、当該変更に伴う効果等を分析する。

⑥　電子カルテ情報共有サービスのシステム開発、安定的な運用体制の構築

電子カルテ情報共有サービスの開発段階においては、国と協働し、全国での運用開始後においては、医療情報化支援基金の交付等を滞りなく実施し、医療機関の円滑なサービス導入支援を行うとともに、安定的な運用や、医療現場で適切に運用がなされるための照会等、運用開始後に検知した改修などに対応するための人員・設備等の体制の確保にも努めることとする。

また、共有する情報の拡大が決定した場合には、同様に対応することとする。

⑦　救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

国及び関係者と連携し、救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化に係る業務を行う。

⑧　電子カルテと感染症の発生届との連携

感染症の発生届をＤＸ審査支払機構又は連合会を経由する方法により届け出ることができる仕組みに関し、医療機関、感染症サーベイランスシステムそれぞれとの接続について、2028年度以降に実装する。

⑨　診断書等提出の電子化に係る検討

国その他の関係者との連携及び協力の下に、診断書等提出の電子化について検討し、2030年度以降に運用開始できるよう努める。

⑩　ＨＰＫＩ等の暗号移行対応等

国及び関係者と連携し、暗号移行対応に関し必要な対応を行う。また、国及び関係者からの要請に応じ、将来的な医療ＤＸ全体の電子署名基盤のあり方に向けた検討に係る業務を行う。

⑪　介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

国及び関係者と連携し、機能追加及び利便性向上を図る改修といった介護情報基盤の整備を進めるとともに、自治体、介護事業所及び医療機関の利用促進に向けた情報提供や技術的支援、照会への対応など、介護情報基盤の安定的な稼働に向けて必要な体制の構築等を行う。

⑫　ＰＭＨ分野横断共通機能の安定的な運用等

ＰＭＩＩ分野横断共通機能の安定的な実施体制の構築に向け、2027年度よりＤＸ審査支払機構において、ＰＭＩＩ分野横断共通機能に係るシステムの管理・運用等の業務を実施する。円滑な業務移行及び安定運用を図るため、デジタル庁、厚生労働省その他の関係団体と密に連携の上、対応する。

⑬　医療費助成のオンライン資格確認の安定的な運用等

医療費助成のオンライン資格確認の安定的な実施体制の構築に向け、2027年度よりＤＸ審査支払機構において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用及び自治体や医療機関等からの照会への対応等の業務を実施する。円滑な業務移行及び安定運用を図るため、デジタル庁、厚生労働省その他の関係団体と密に連携の上、対応する。

⑭　予防接種事務のデジタル化とその運営体制の構築等

国及び関係者と連携し、2026年６月に運用を開始した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの安定的な運用及び必要な追加開発を行う。また、全国的な運用に向けて、自治体・医療機関等に対する情報提供及び照会対応等の必要な対応を行うとともに、請求支払事務の円滑化等に向けた体制整備を行う。

⑮　母子保健ＤＸに係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、電子版母子健康手帳の普及を含めた母子保健ＤＸの全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。またＰＭＩＩ（母子保健）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑯　自治体検診情報の連携に係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、2029年度以降の自治体検診事務のデジタル化の全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。また、ＰＭＨ（自治体検診）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑰　医療扶助に係る各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善

生活保護制度の医療扶助について、厚生労働省におけるオンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書のオンライン化に向けた検討を踏まえ、各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善を進める。

⑶　医療等情報の二次利用

①　ＮＤＢにおける仮名化情報の利用・提供

現在、国から委託を受けて運用を行っているＮＤＢの業務に加え、令和７年医療法等一部改正法に基づく仮名化情報の利用・提供等について、個人情報の保護の観点も踏まえつつ、安定的な運用を実施する。

②　電子カルテ情報データベースの運用

国から委託を受けて運用を行う予定である電子カルテ情報データベースの運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用・保守に係る業務を行う。

③　公的ＤＢ等の情報連携基盤の運用等

公的ＤＢ等の情報連携基盤の運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用に係る業務を行うとともに、当該システムの利用を前提とした公的ＤＢ等の利用申請の受付や申請に対する審査等の一元的な実施に関し、国と連携して、その業務の一部を行う。

④　履歴照会・回答システムの運用

被保険者番号の履歴情報を活用し、公的ＤＢ間で正確な連結に必要な情報を提供する仕組みの安定的な運用を行う。

⑤　保険者のデータ利活用支援

国の委託を受けて行う健康スコアリングレポートの作成・提供やデータヘルス・ポータルサイトの運用及び保険者等からの照会対応を通じて、保険者による加入者の健康課題の把握や保健事業の推進を支援する。また、レセプト・健診情報等を活用した分析結果の提供や、保険者によるデータヘルス計画の実施・評価を支援するための情報基盤の安定的な運用を行う。

３　医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項

⑴　効率的・効果的な組織運営の推進

①　適切な業務執行体制の構築

医療ＤＸサービスを医療機関等に効率的・効果的に提供するため、医療情報化推進担当理事（ＣＩＯ）や国民健康保険関係者の参加の下、運営会議の議決等に基づき業務を執行するための体制を構築する。

②　システム間の整合性確保のための業務運営体制の整備

医療ＤＸ関連システムにおいて、システム間の整合性の確保を図るため、各システムの担当部署間の連携の強化など、適切な業務運営体制を整備する。

⑵　システムに係る調達の最適化

最適なクラウドサービスの利用選択、運用保守業務の効率化等を通じて、医療ＤＸサービスに係るシステム調達の最適化を図る。

⑶　ＡＩ等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

急速に進展するデジタル技術動向を踏まえ、ＡＩ等の先端技術の利活用について積極的に検討を行い、定型的業務の省力化やシステム開発・運用業務の高度化を通じて、医療ＤＸサービス全体の効率化及び高度化の両立を図る。

４　その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項

⑴　人材の育成及び確保

医療ＤＸサービスを担う人材の重要性を踏まえ、データ分析、ＩＴやＡＩ等の先端技術等に関する専門性を有する人材の育成及び確保を計画的に進めることにより、技術発展や環境変化に対応できる組織能力の維持・向上を図る。

⑵　情報セキュリティ対策及び個人情報保護

①　情報セキュリティ対策の徹底

医療ＤＸサービスにおいて取り扱う情報の重要性を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する取組を適切に実施する。

②　組織的な安全管理対策の推進

医療ＤＸサービスを安全に、かつ安心して提供できるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令や国のガイドライン等に即したリスク管理を行うなど、組織的に安全管理対策を推進する。

⑶　国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

①　国民への情報公開や情報発信

医療ＤＸサービスに関する国民の理解の醸成を図るため、サービスの趣旨、内容、取組状況等について、分かりやすい情報公開及び情報発信を行う。

②　医療機関・薬局や保険者等との情報共有

医療ＤＸサービスの円滑な提供に資する環境を整備するため、医療機関・薬局や保険者等との情報共有の充実を図る。

第４　医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

医療情報化推進は、医療等サービスの安定的な供給、サービスの質の向上、制度の持続可能性の確保等により、医療提供体制の確保や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に寄与するものである。このため、医療情報化推進に関して取り組むべき事項については、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の３第１項に規定する基本方針及び介護保険法（平成９年法律第123号）第116条第１項に規定する基本指針との整合性を確保しつつ、取り組むものとする。

第５　その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進に関して取り組むべき事項が確実に実施されるよう、取組の進捗状況を定期的に確認し、第１の１⑴の政策的意義に照らした政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩の状況等も踏まえつつ取組の充実・強化を図り、必要に応じて、本方針の対象期間中においても方針の見直しを検討する等のフォローアップを行う。

医療情報化推進方針及びDX審査支払機構の中期計画・年度計画

支払基金における医療DX業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、昨年成立した医療法等改正法により、厚生労働大臣は医療情報化推進方針を作成することとされている。
また、同改正法により、支払基金は本年10月にDX審査支払機構に改組され、中期計画及び年度計画を策定することとされている。なお、年度計画に関しては、厚生労働大臣の評価の対象となっている。

「医療情報化推進方針」
作成主体：厚生労働大臣
対象期間：３年以上、６年以内
方針内容：医療情報化推進の意義及び基本的な方向
国、DX審査支払機構、国保連その他関係者の取組
機構が作成する中期計画の基本事項　　等

「中期計画」
作成主体：DX審査支払機構
対象期間：期間の定めなし（※推進方針に合わせる予定）
計画趣旨：上記方針に基づき、医療情報化推進業務の運営
その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画
計画内容：医療情報化推進のための達成目標
目標を達成するために取り組むべき措置

「年度計画」
作成主体：DX審査支払機構
対象期間：１年間（１事業年度）
計画趣旨：中期計画に基づき、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画

【厚生労働大臣による評価】

機構は、毎事業年度の終了後、厚生労働大臣の評価を受けることとされている。（機構法31条）

（評価の仕組み）

○　機構は、各事業年度の終了後３月以内に、厚生労働大臣に対して、業務の実績や自己評価結果を明らかにした**報告書を提出・公表**。

○　厚生労働大臣は、**総合的な評定を付して評価**。

○　評価を実施後、**機構に評価結果を通知・公表**。

○　機構は、評価結果を**中期計画・年度計画や業務運営の改善に適切に反映**。また、反映状況を公表。

○　厚生労働大臣は、評価結果に基づき、必要があると認めるときは、機構に対し、**業務運営の改善その他の必要な措置を講ずるよう命令が可能**。

医療情報化推進方針　概要

1. 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

医療情報化推進の意義

「点で進んできたDXを、国がハブとなって“線”につなぎ、やがて“面”へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるDX」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の5点を実現する。

1. 医療等の現場におけるDXによる生産性向上やセキュリティ対策の徹底による **医療等サービスの安定的な提供**
2. 全国的な医療等情報の共有体制の整備による **医療等サービスの質の向上と患者の利便性向上**
3. 医療等情報の共有等による効率的なサービス提供とモダンな技術を活用したシステムへの刷新、医療費適正化に資する取組等による **制度の持続可能性の確保と国民負担の軽減**
4. PHRの一元的な把握を可能とすることによる **個人の健康増進への寄与**
5. 安全保障や危機管理の観点から自然災害や感染症危機に対応する **サービス提供体制の強靱化**

「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

医療情報化推進の基本的な方向

クラウド移行で3つを実現

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるDX」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。

業務効率化・生産性向上

医療情報システムのクラウド化により、AIを活用した業務効率化ツール等の導入を容易にし、業務効率化と生産性向上を実現

セキュリティ対策

クラウド化によりセキュリティ監視を強化し、サイバー攻撃への対応力を向上

データの共有

データ連携基盤の構築により、医療機関等との情報共有の円滑化、PHRの個人への還元、データの二次利用を促進

全国医療等情報プラットフォームの構築

医療機関や薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体などが医療等情報を共有できるようにするとともに、国民もマイナポータル等で情報を閲覧・活用できる環境を実現する。

構築に当たっては、以下の点に留意して推進していく。

- ✓ DXサービス利用を効率的・計画的に行うための部局間連携の強化
- ✓ 電子カルテの認証制度活用によるベンダーへの改修要請
- ✓ 費用対効果を踏まえたシステムの導入判断
- ✓ ダッシュボードによる進捗・効果の見える化、国民の理解醸成

対象期間

2026年10月1日～2030年3月31日

※医療計画や介護保険事業計画のスケジュールを踏まえ、第1期は3年半、その後当面は3年ごととする予定。

目標

（2028年度までに）

電子カルテ普及率100%

200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く）の電子カルテ

（2030年末までに）

電子カルテ普及率約100%

必要な患者の医療情報共有が可能な電子カルテ

サイバーセキュリティ対策100%

地域の拠点となる病院の対策100%実施

クラウドネイティブ型の環境整備

大病院向けのクラウドネイティブ型製品の提供

医療情報化推進方針 概要

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備

（1） クラウドネイティブ型電子カルテの普及
（2） 大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の開発・普及支援
（3） サイバーセキュリティ対策の強化

2. 全国医療等情報プラットフォーム

（1） 医療情報基盤

① マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進
② レセプト情報・特定健診情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
③ 診療報酬改定DXの推進
④ 電子処方箋の普及と利活用等の推進
⑤ 電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張
⑥ 救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
⑦ 救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築
⑧ 次の感染症危機に備えた対応等
⑨ 診断書等提出の電子化
⑩ HPKI等の暗号移行対応等
⑪ 医薬品コードの整備

（2） 介護情報基盤

① 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

2. 医療情報化推進に関し、国並びにDX審査支払機構及び国保連合会その他関係者が取り組むべき事項

（3） 行政・自治体情報基盤

① PMH分野横断共通機能の運用
② 医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進
③ 予防接種事務のデジタル化
④ 母子保健DXの推進
⑤ 自治体検診情報を共有する仕組みの構築
⑥ 生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進
⑦ 指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化
⑧ 自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化
⑨ 難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化

（4） マイナポータル及びマイナポータルAPIを活用した国民への医療等情報の還元

① 国民への医療等情報の還元

3. 医療等情報の二次利用

（1） 公的DBにおける仮名化情報の利用・提供
（2） 電子カルテ情報データベースの構築及び運用
（3） 自治体検診情報の二次利用
（4） 公的DB等の情報連携基盤の構築及び利用促進
（5） 次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進
（6） 医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討
（7） 保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供
（8） 保険者による保健事業の推進支援

3. DX審査支払機構における中期計画

DX審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。

中期計画の期間：2026年10月1日～2030年3月31日

計画期間中の重点取組事項

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備
2. 全国医療等情報プラットフォーム
3. 医療等情報の二次利用

上記2. のうちDX審査支払機構において特に取り組むべき事項

医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項

- ✓ 効率的・効果的な組織運営の推進
- ✓ システムに係る調達の最適化
- ✓ AI等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項

- ✓ 人材の育成及び確保
- ✓ 情報セキュリティ対策及び個人情報保護
- ✓ 国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

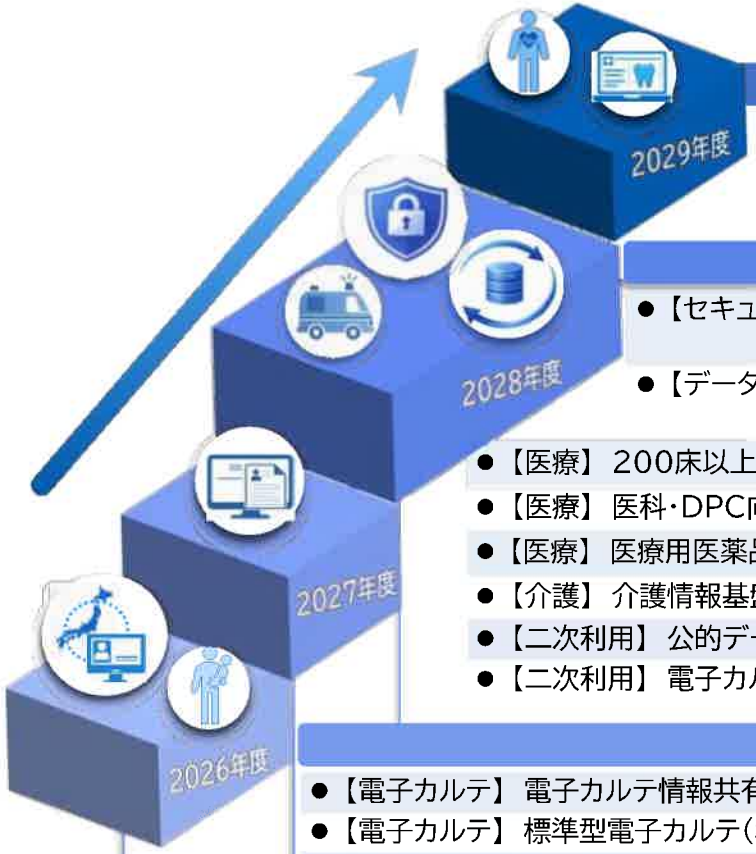
4. 医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性確保

医療情報化推進は、医療・介護サービスの安定供給や質の向上、制度の持続可能性確保等により、医療提供体制の確保や介護保険給付の円滑な実施に寄与するため、医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性を確保しながら推進する。

5. その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進の取組が確実に進むよう進捗を定期的に確認し、政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩を踏まえて取組の強化や方針の見直しのフォローアップを行う。

医療情報化推進方針(第1期:2026年10月～2030年3月)に基づき予定している主な取組



2029年度

- 【データ共有】 電子カルテ情報共有サービスで共有する情報を「歯科情報」に拡大
- 【自治体】 自治体検診情報を共有する仕組みについて全国展開 (※2029年度以降)

2028年度

- 【セキュリティ】 基幹インフラ制度の対象となる病院(特定機能病院を念頭)について、セキュリティ対策状況の点検等の対応を完了
- 【データ共有】 救急隊と医療機関が傷病者情報を共有するための「救急医療情報連携プラットフォーム」の全国展開 (※2028年度以降)
- 【医療】 200床以上の病院(療養病床等が中心の病院を除く)の電子カルテ普及率約100%
- 【医療】 医科・DPC向け共通算定モジュールのレセプト作成・請求事務を支援する機能や労災版モジュールを運用開始
- 【医療】 医療用医薬品の流通分野のキーコード(GS1コード)とYJコードを含む公的なデータベースの公開
- 【介護】 介護情報基盤について、全ての自治体で利用を開始(※2028年度を目処に目指す)
- 【二次利用】 公的データベースにおける仮名化情報や情報連携基盤の利用・提供の開始
- 【二次利用】 電子カルテ情報データベースの運用開始

2027年度

- 【電子カルテ】 電子カルテ情報共有サービス等に対応する認証クラウドネイティブ型電子カルテの普及開始
- 【電子カルテ】 標準型電子カルテ(導入版)の医療機関による導入を開始
- 【セキュリティ】 基幹インフラ制度の対象となる病院(特定機能病院を念頭)について、セキュリティ対策状況の点検等の対応を開始
- 【データ共有】 電子カルテ情報共有サービスで共有する情報を「訪問看護指示書・計画書・報告書等」に拡大

2026年度

- 【データ共有】 電子カルテ情報共有サービスについて、冬を目途に全国での運用開始
- 【医療】 医療費助成のオンライン資格確認について、全国規模での導入
- 【介護】 介護情報基盤について、介護保険システムの標準化対応が完了した自治体から、順次、利用を開始
- 【自治体】 予防接種事務について、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの運用を開始し、デジタル化を順次開始
- 【自治体】 乳幼児健診等(特に集団健診)について、母子保健DXを環境が整った自治体から順次開始